

令和2年第2回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和2年6月18日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年6月18日(木) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年6月18日(木) 午後2時31分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	松井盛泰
2番	山田顕人	7番	笠松悦子
3番	網野真	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 成澤五郎 9番 谷口康之

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	(鳴海英人)
地域包括支援センター長	(鳴海英人)
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
スポーツセンター長	(松本泰行)
知内高等学校事務長	南和敏
学校給食センター長	(帰山亮一)
代表監査委員	西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永茂
議事係長	東出朋也

令和2年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和2年6月18日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、成澤五郎君、9 番、谷口康之君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	議案第 1 号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 9	議案第 2 号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第4号)について
第10	議案第 3 号	令和2年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第11	議案第 4 号	知内町防災情報配信システム整備事業委託業務契約について
第12	同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
第13	同意第 2 号	農業委員会委員の任命について
第14	同意第 3 号	農業委員会委員の任命について
第15	同意第 4 号	農業委員会委員の任命について
第16	同意第 5 号	農業委員会委員の任命について
第17	同意第 6 号	農業委員会委員の任命について
第18	同意第 7 号	農業委員会委員の任命について
第19	同意第 8 号	農業委員会委員の任命について
第20	同意第 9 号	農業委員会委員の任命について
第21	同意第10号	農業委員会委員の任命について
第22	同意第11号	農業委員会委員の任命について
第23	同意第12号	農業委員会委員の任命について
第24	意 見 書 案	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の
	第 1 号	提出について
第25	意 見 書 案	2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい
	第 2 号	て
第26	意 見 書 案	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務
	第 3 号	教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超
		勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提
		出について
第27	意 見 書 案	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出につい
	第 4 号	て
追加日程第1	議 長 発 議	認定こども園開設に関する調査特別委員会の設置について
第28	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長（伊藤政博）

おはようございます。

令和2年第2回定例会にお集まりいただき、どうもご苦労様です。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和2年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、成澤五郎君及び9番、谷口康之君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月12日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委員長（山田顕人）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和2年第2回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和2年第2回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年6月18日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、6月12日。出席委員、山田、網野、成澤、木村、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、東出、両名です。2、会期について、

今定例会の会期は、6月18日(木)から19日(金)までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問3件、議案4件、同意12件、意見書案4件、議長発議1件である。5、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎ 議長(伊藤政博)

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日19日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日19日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第4回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。行政報告をさせていただきます。

上ノ国町における行方不明者（知内町民） 搜索への職員派遣についてであります。

令和2年5月31日（日）に上ノ国町山中において、知内町民が山菜採りをしている、行方不明となりました。6月1日、新聞記事に出たことから家族と上ノ国町役場に状況を確認。その後、上ノ国町と協議し、職員派遣を決定させていただきました。当時、こういう連絡的なものはないということなので、記事を見るまで分からなかったものですから、それで6月1日、家族の方と6時半過ぎに面会をさせていただきました。上ノ国町との5月31日の状況を確認させていただきました。その後、総務課長、大野副町長と上ノ国町との連絡をさせていただき、協力をする用意があるということで、その都度、連絡を取っていただいたところでもあります。自分はその連絡等、内容等の決定を待たずして、ちょっと上ノ国町の方に状況を確認しに上ノ国町長と会ったところでもあります。その後、知内町の体制が整いましたので、お互い協力しながら搜索をしましょうということで、搜索にあたったところでもあります。6月1日の職員派遣は36名であります。6月2日に消防署員6名も追加させていただきました。搜索体制を引き続きとったところでもあります。そして6月2日、午前中に本人の物であろうという片方の手袋が発見されて、捜査的にも士気が上がったところなんですけども、残念ながらその日は捜査打ち切りということになって、上ノ国町さんの好意によりまして6月3日、再び再捜査をするということになりました。引き続き、職員23名、そして消防職員7名の方の体制をいただいて3日目。そして6月2日、帰って来た時にですね、森林組合の協力の申出がありましたので、森林組合の方から2名派遣していただいて、6月3日、総勢34名で搜索を開始したところでもあります。残念ながら、その手袋周辺等、搜索あつたんですけども、残念ながら発見には至らなかったということでもあります。それで3日、最終的に搜索を全面的に打ち切るということになりました。それは家族の同意を元に打ち切ったところでもありますけれども、6月4日、お母さんの方から何とかもう一度搜索出来ないかという強い要請がありまして、それで再び職員4名と家族の方で6月5日搜索にあたったところでもあります。結果的には道路、林道を主体にして搜索活動をさせていただきました。安全確保のために、そうした対策を講じながら家族と共に6月5日に搜索を行ったところでもありますけれども、残念ながら発見には至らないということで、現在に至っている状況であります。そして、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。

令和2年4月27日に第1回臨時会を開催させていただきました、同意第1号であります監査委員の選任について、当町の谷口康之氏に原案通り同意をされたものであります。5月27日、第2回臨時会開催にあたりまして、議案第1号は令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出それぞれ795万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,397万8千円とするものであります。議案第2号については、財産（知内消防署消防司令車）の取得についてであります。契約金762万4,269円、契約の相手は札幌市の北海道ドライケミカル株式会社様であります。議案第3号は、財産（木古内消防署小型動力ポンプ付大型水槽車）の取得についてであります。契約金は5,093万円、契約の相手は札幌市の株式会社二二商会。それぞれ議案第2号、第3号は原案通り可決されたところでもあります。報告第1号でありますけれども、専決処分した事件の報告についてであります。交通事故に係る和解及び損害賠償の額の確定について、1、和解の相手方、松前町

字豊岡在住。2、和解の内容及び損害賠償の額であります。令和元年12月31日発生の松前消防署救急自動車の交通事故に伴い同乗者負傷に対し、組合が18万5,965円を支払うということとして事故処理が完了し和解したものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順次、発言を許します。

始めに、3番、網野眞君。

◎ 3 番（網野 眞）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項につきましては『認定こども園の整備・開設について』ということでございます。

町では、令和4年度を目途に認定こども園の開設を目指して、施設建設に向け準備作業を進めていますが、認定こども園開設の目的や施設整備の概要さらには運営について、基本的にどのように考えているのかお伺ひします。

また、開設予定の認定こども園は、幼保連携型で、知内保育園との協議を進めているとのことですが、これまで町が40年余に亘って実施してきた町立幼稚園での幼児教育や湯ノ里保育所での保育活動などについて、新たに開設予定の認定こども園ではどのように進めることを考えているのか。あわせて、知内保育園との協議ではどこまで整理、調整がなされているのかお伺ひします。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

全国的に少子化の進行が深刻な問題となっておりますが、当町においても同様であり、未

就学児の人数が年々減少し、今年度においては、知内保育園の入所児童は60名、知内幼稚園においては20名という状況になっております。

また、湯ノ里保育所については入所児童の減少により、今年度から休所としているところです。

近年は、保護者の就労形態についても共働き世帯が増加しており、子どもの数が減少する半面、幼稚園の延長保育の利用や保育園の低年齢児が増加傾向にあり、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えることが重要と考えております。

このような中で、町としては幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要と考えております。したがって教育・保育の一体的提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統合や保護者の就労支援の観点のみならず、すべての子どもの健やかな育成を目的に検討した結果、家庭の状況によって利用できるサービスが制限されず、また将来的にも一定の集団規模を確保するため、町内の既存教育・保育施設について、幼保連携型認定こども園として一緒にスタートすることを基本に、私立保育園との合意に基づき、当初の幼稚園単独での建設後に保育園を増設する計画から、認定こども園として一体的な整備へと方針を変更し準備を進めております。

認定こども園の開設については、これまでの定例会や議員全員協議会等でも今後の展望を見据え、様々な方向性について協議をして参りました。

また、昨年度の「しりうち対話集会」においても、町民の皆様から多くのご意見を頂き、今後の少子化を踏まえた既存施設の複合化による有効利用も検討して参りましたが、教育活動への影響や総コストを考慮した結果、当初計画のとおり、旧知内小学校跡地に新園舎を建設することで調整を進めることになりました。現在、令和4年4月の開園を目指し、関係者との協議や保護者への説明会等を実施しているところでございます。

現時点で想定している定員数は80名規模で、運営については多様な教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため民間活力を導入する予定でおります。

運営事業者と町は公私連携の協定により、町の「教育及び保育の理念・方針」に沿った運営が行われることとなります。

なお、町の財政体質の悪化から、持続可能な行財政基盤の構築が必要となったところではありますが、幼稚園整備の際、将来的に認定こども園整備を見据えて基本設計したことから、これを活用し、施設規模を見直すとともに、より経済的な工法による構造変更なども検討の上、整備費の削減を図る考えでおります。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

私の方からは、認定こども園の教育・保育関係について、ご説明を申し上げます。

新しい認定こども園における教育・保育のあり方につきましては、「こども園のあるべき姿（理念）」及び「育てたいこども像（目標）」について、関係する法人や幼稚園・保育所の代表と協議を重ねて参りました。併せて、それぞれの園の特色や共通の考え方を確認するなどの作業を行い、具体的な就学前教育・保育のあり方について協議を進めているところであります。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであります。

それに関わる保育者や関係者が、あらためて理念及び目標を共有し、教育・保育を一体的に推進し、子どもたち一人一人の調和のとれた発達を促しながら、小学校教育との円滑な接続に努めることが必要であります。

教育・保育時間のあり方、また給食の運営方法をはじめ、協議・調整が必要な事項も多数ございますが、今後も町長部局と連携を図りながら、地域に開かれたこども園としての運営や特別支援教育の推進等について協議を進めて参りたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

今、町長、そして教育長から答弁をいただきました。少子化が一層進行して、本町でも数年前から、確か3年程続けて年間出生者が10人台という状況。更にその後も、ほぼ20人前後で推移しているのかなというふうに思っております。そのような状況の中で、保育園・幼稚園の入園者の減少が続いている。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、この春には湯ノ里保育所が残念ながら休所という状況になったというところであります。このような状況で、施設統合を図りながら認定こども園開設ということ。施設の概要については、以前、設計した基本設計をベースに知内小学校跡地に定員80名規模を想定して施設整備するという予定でありますけど、まず1点だけ、町長と教育長に施設整備についての考え方の部分でちょっとお伺い致します。昨年の対話集会の認定こども園の資料を拝見させていただきましたと、認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持っている。良いとこ取りの施設だというような形。これは実は総理府の資料にもございますけども、そのように記載されています。同様にこの資料の中に、認定こども園の目的には、認定こども園は地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つということが記述されている訳です。今回の施設整備にあたって単に幼保一体型施設整備ということだけでなく、子育て支援センター的機能を付加させる考えがあるのかどうか。まず、町長にお伺いしたい。あわせて、教育長には以前から幼稚園の老朽化に伴って、当初は民間保育園との協議が整えば認定こども園としての施設整備。残念ながら協議が整わなかったということで、将来的に認定こども園を見据えての当面幼稚園の整備ということでの考え方。そして、今回、改めて認定こども園の整備ということでございますけども、この間、いろんな状況の変化の中で、町の考え方も少しずつ変わってきている。この間、主体となるべき教育委員会がどのような議論をなされて、委員さん含めてどのようなご意見をいただいたのか。この点について、教育長からお伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。それぞれ歴史があります。議員言われるように、40年以上の歴史が、お互いそれ以上の歴史があるんだろうと思います。そして、保育園については隣町で幼稚園がないということで、それを加味した保育園としてそれぞれの教育活動にも力を入れて来たんだろうと思いますし、町は町で幼稚園と保育所を2つ持っておりましたので、それらの積み上げも、経験もございます。それらを認定こども園としてお互いの良いとこを

活かしながら、更に切磋琢磨してこれからの基本となる方針等も作り上げていくんだらうと思っています。また更に、その認定こども園の役割として町の担保することもいろいろ想定されます。以前から議員の皆さんから言われているインクルーシブ教育、そして自分も幼・保から力を入れたいということで、英語教育も提案させていただいているところでありますし、それらを加味した中で、更に今までにない認定こども園としてスタートさせることになるように今、ソフト面でもお互い協力しながら今、運営体制を詰めているところだらうと思っています。そこに更に付加価値を付けるための機能として子育て支援センターということで、それも1つあるんだらうと思います。ただ、以前から私より議員の方がこれに対しては当初から携わっているので詳しいんだらうと思いますけれども、当時、この案に関しては今の保健センターで機能をやった方が効率的に運営出来るだらうということで、当時、幼稚園としてスタートさせる、そこには機能を持たせなかったということもありますので、それらを考慮しながら今の認定こども園については、あくまでも幼保、幼稚園、すいません。幼保連携型の認定こども園としてスタートさせたいということでもあります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

ご質問にお答え申し上げます。まず、子育て支援センターのことをちょっと社会教育とも絡みがございますので説明をさせていただきます。幼児教育につきましては、単に幼児教育施設だけでなく、広く家庭であるとか、あるいは地域でも行われているところでございます。こども園の大切な機能として、園内に子育て支援センターを設置することは極めて意義が深いことでありますし、その予定でございます。現在、公民館の中の1室で行われております子育てサロン、あるいは育児相談、あるいは子育てサークル等の機能を持たせてですね、対応して参りたいというふうに考えております。それから、こども園の成立に向けてなんですけれども、当初の予定では、この春に新しい幼稚園舎がスタートして、まだ別々にという状況でございました。ですが、前の時代も、今も根本的な目標は認定こども園を作ることが究極の目的でございましたので、いろいろな経緯はありましたけれども、教育委員会内部でもそのことについては大きな異論は出ておりませんでした。そのようなことで、今日に至っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

先ほど、子育て支援センターでありますけれども、以前、保育所の方が有効だらうということで、そういう対応するという、そして今回はしないと申しましたけれども、申し訳ありません。する方向で今、検討をしているということでもあります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

最初、町長がしない、教育長がするというので、どういうことなのかなって思ったら、今、町長の方から子育て支援センター機能もあわせ持たせるということで。町長冒頭言いましたとおり、確かに保健センターもその辺の部分やってございますし、その辺の緊密な連携

の下でやっていかなきゃならないだろうということでもありますけども、指導員の配置含めて完全な機能を持たせるかどうかは別にしても、そういう機能を付加させるということで了解致しました。それで施設の関係については、改めてこの後また設計の補正予算の関係の議案もごございますので。次に運営形態について、ちょっとお伺いさせていただきたいと存じます。これまで本町、今、町長の答弁の中で一部インクルーシブの関係も出ましたけども、これまで進めて来ました幼児教育・保育活動をどのように進めていくのかということ、まず、認定こども園の形態については地域実態、あるいは保護者の就労状況など多様なニーズを考えた場合に幼保連携型こども園ということは、これは当初から検討されておりましたし、ごく自然な形であろうかなというふうに考えます。運営についてでありますけども、先ほど答弁の中で多様な教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、民間活力を導入する予定でありますということでありました。既に昨年の対話集会の際に、知内保育園と連携する予定で今年度の行政執行方針でも知内保育園と教育・保育内容について協議を進めているとあって、運営についても知内保育園との連携をして進めることを前提に、保育・教育について協議をしているということでありました。これまで本町では、幼稚園から高等学校まで全て町立の利点を活かして緊密な連携の下で、幼・小・中・高の一貫教育を進めてきたところでもありますけども、この度、認定こども園開設に向けて今後の幼児教育についての教育委員会として、どのように論点・整理がなされたのか。あわせて、町長と教育委員会が教育政策について協議する場であります総合教育会議で、どのような議論がなされたのか。町長、教育長にそれぞれお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

お答え申し上げます。まず、教育と保育の在り方について3園で協議を致しました。教育と保育を分断することなく、教育の中に保育があり、また保育の中に教育があるということでお互い関連付け合いながらやっていくということを確認してございます。そのことの一つの表われとして、先ほど申し上げました、あるべき姿というものを立ち上げ、そして具体的な目標を掲げましょうという作業をして参りました。今後、認定こども園の立ち上げに至りますは、そのことを踏まえて教育計画、あるいは保育計画の策定に入る予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

これからの認定こども園の理念として今、これからいろいろ協議をしながらそれぞれ作り上げていくというのは先ほど言わせていただきましたけれども、その目標として「元気な子・思いやりのある子・考える子・表現する子」いろいろこれから積み上げる課題があるんだろうと思います。それらを、その協議を通して、どう如何に積み上げるかというのは、やはりこれからの作業になってくるだろうと思いますけれども、ただ、町の考え方として将来子ども達に同じ教育をさせたい。そして同じ保育を味わっていただきたい。その中で、これまで培ってきた保育園の歴史、そして町のそれぞれの幼稚園・保育園の歴史がありますので、それらを網羅した中で、更により良い認定こども園をするためのこれから方針等、積み上げていくんだろうと考えておりますので、これから更にそれらの考えが煮詰まっていくと思って

おります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

町長、そして教育長から教育・保育の関係について今もお話いただきましたけども、この教育・保育の中身についてももう少し突っ込んだ形でお伺いしたいというふうに思っております。具体的な就学前教育・保育の在り方について協議を進めているということでありましたけども、私も少し調べさせていただきましたら、幼稚園にあつては幼稚園の教育要領、保育園・保育所にあつては保育指針というものがある、基本的な事項は示されている訳です。教育長の答弁の中にもありましたとおり、幼児教育は人格形成の基礎を培う大切なものであり、現在は幼稚園も幼児教育を行う施設として、3歳未満児は別にして、3歳以上の子どもの就学前については、実は保育指針の中でも幼稚園も保育園も、あるいは幼保連携型の認定こども園も変わらず、同じような教育を行う施設と位置付けられているということで、私もこの保育指針、あるいは教育指導、教育要領を見させていただいたら、そのように記載されていたのかなというふうに思っております。現在も保育園は幼児教育を行う施設というふうに、明らかに位置付けられているんだらうなというふうに思っております。そして就学前に育てて欲しい姿である生きる力の基礎を育むためにということで、各種保育・教育活動が共有されて実施されているというふうに認識しております。認定こども園整備によって、幼保一体となって子ども達の生きる力の基礎を育む教育活動を進めると共に、あわせて、これまで本町が進めてきました、例えば湯ノ里保育所であれば0歳児保育、あるいは障がいをお持ちのお子様の保育、更には幼稚園ではインクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育の実践、更には先ほど教育長も言うておりましたけども、小学校教育に円滑に接続していくための関係、幼保連携型認定こども園開設によって、これらのものが極め細やかに保育・教育活動体制を構築することこそが、実は保護者が最も望むことではないのかなというふうに認識しているところであります。本年、3月25日付の北海道新聞のインタビュー記事で西山町長のコメントが載っておりました。先ほど西山町長は答弁の中でもお話しておりましたけども、幼児期からの英語教育ということでお話しておりました。これは、決して早い時期から英語教育に取り組むということは、私は否定するものではございません。実は本町の幼稚園でも、実は英語遊びということで、幼・小・中・高の一貫の中での高校の教員にご協力いただいて英語遊びをやっている。更に小学校低学年・中学年、あるいは高学年でも英語の取り組みを始めてきている。いずれ小学校高学年では教科化になるんだらうというような話もございますけども、ただ、幼稚園で一足飛びに英語教育ということ、こうなった場合に確かに今、ALTも今年から2名体制にしましたけども、例えば幼稚園教諭、あるいは保育所の保育士、これらの人達がそこまでの対応を現実的に果たしてどうなのかっていうことを考えた場合に、むしろ保護者の方が望むのは西山町長が以前からおっしゃっていましたが、早くからの英語教育ということよりも、むしろ前段は私が言ったようなことを、むしろ認定こども園として目指すものでないのかなと、私なりには認識しております。こういうことについて、改めて具体的に目指す認定こども園での幼児保育教育の基本的な考え方について、改めてお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

お答え申し上げます。今まで3園の代表の皆さんと協議をしてきた中で、まだまだこれからまだ詰めなければいけない部分も沢山ある訳ですけれども、やはり議員ご指摘の幼保一体化の意味というのは大変重たいものはございます。大変重要なポイントであると考えております。平成30年度に幼稚園教育要領、それから保育指針の中に共通して幼児期の終わりまでに期待する姿、10項目というのが教育要領と保育指針のどちらにも同時に記載をされました。従いまして、教育も保育も辿り着くところは同じであるという認識で我々は今後、幼児教育に向き合っていかなければならない。また保育所におきましても、幼児教育施設としての位置付けが法的にもなされたところであります。このことを重く受け止めて向き合っていきたいというふうに考えております。それから教育の話ですけれども、幼稚園、あるいは保育の基本的な形態というのは、やはり豊かな遊びがベースでございます。その豊かな遊び、あるいは他者、友達、先生との交流を通じて幼児達は成長のきっかけを掴み成長していくものであると。ですので、子ども達に豊かな遊びを引き出す環境、あるいはお手伝いを保育者達が行う。そのことがやはり大事であるというふうに考えております。それから今、英語の話が出ました。お話いただきましたとおり、幼稚園では高等学校の教員による外国語遊びLEEというのを年間10回から12回実施してございます。この活動の狙いにつきましては、がちっと英語を教えるではなく、やはり英語に慣れ親しむ。英語に慣れ親しむ。そして、その英語というツールを通じて、その言葉を通じて、他者に物事を伝える、自分の思いを伝えることの楽しさを幼児期に子ども達に身に着けさせたい。そのような願いで実施をしているところでございます。そのところをご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

英語教育でありますけれども、自分は議員時代よりこの一貫した提案を申し上げているところでありますし、最終的に高校を最終のステージとして選ばれる学校づくりにも結びつくだろうということで、新たなまちづくりの一貫になるだろうということで、以前から提案を申し上げております。それが今、認定こども園の中で今、新たな方向性を見ようとする訳ですけれども、現実、今、幼稚園教育においても少しずつ耳から入れて英語に慣らすということで今、進めさせていただいているところでありますし、先ほど議員からありましたように、ALTも1名増員させて小学校・中学校・高校と幼保から一貫した教育の中で、英語教育も更に充実をさせたいという思いが一つあります。その中で、小学校も5年・6年が教科化になりますし、小学校3年から今、英語教育が始まります。それに向けて、急に小学校の段階で英語に馴染むよりは幼稚園・保育園の時から英語の発音なり、いろんな面で耳にする機会があれば更に英語に親しむ機会も増えることから、すんなり小学校3年への、英語教育への繋がりも見えて来るだろうと思っていますし、決して、ただ、その幼児教育から英語をやっているのかという、それは賛否分かれるところでありましょし、どれが正解ということもないだろうと思っています。ただ、自分の思いとして、そして多くの皆さんから耳にする言葉として将来的な国際社会に向けて英語というのは、やはり大事だろうと。一つ英語に興味を持つことによって中国語、更にはアメリカ語、いろんな言葉に興味を持つということもあ

りますし、また今、世界的状況の中で国際交流も盛んに行われていますし、まして今、インバウンドということで外人と、外国の方と接する機会が多くなる訳ですから、それらを活用して一つの道具として将来にわたってそれを活かし続ける環境を整えばベストだと思っていますので、それは今、幼・保から今、教育をスタートさせていただきたいという思いであります。ただ、英語教育簡単なことではありませんし、今、幼稚園では園長中心に今、教育をさせていただいているところでもありますけれども、更に先生方の教育もあわせて、どう英語を皆さんに、子ども達に馴染ませるかということで今、ロボットを使った活用方法もいろいろ今、モデル提案をいただきながら今、試行錯誤している段階でありますので、それらもまた取り入れることが可能になれば、また子ども達もそのロボットと向き合っているような英語のコミュニケーションにも使えるだろうと思っていますので、それらを駆使しながら何とか幼稚園・保育園から高校まで繋がる英語を構築したいなという思いであります。認定こども園の理念の目標として教育・保育の一体化を図り、家庭・地域と協力し豊かな遊び・交流・未来を生き抜く力を育てようという基本的な理念もありますし、それらは変わらないものだと思いますので、幼稚園も保育園も。それらを目指しながら、これから一体教育の中で日々進めて行ければと感じております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

答弁ありがとうございます。英語教育の関係についてはあまり時間を割きたくないんですけども、私が言いたかったことは、先ほども言いましたけども、道新のインタビュー記事の中で認定こども園が幼保一体化することにより、幼稚園児も英語を含む幼稚園教育を受けられることとなるという部分なんです。この関係については少なからず、実は違和感を感じました。というのは、私も先ほど言いましたとおり、幼児期からの英語教育は決して否定するものではなくて、積極的に、先ほど教育長の話にもありましたとおり、英語に限らず外国語に慣れ親しんで、今、町長の答弁にもありましたとおり、最終的には選ばれる高等学校を目指すということでは、非常に良いことなんだろうというふうに思います。ただ、認定こども園やることによって、それが出来るというのは少し違うんじゃないのかなということなんです。新聞を読むと、どうしてもそういうふうに読まさせていただきます。その辺は果たしてどうなのかと。先ほど教育長の話にもありましたけども、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事な幼児期。この時に、例えば他国の言葉にも慣れ親しむ。それも人格形成していく上で有効な手段だろうし、あくまでも教育活動を行い一つのツールとして考えるのであればいいけども、認定こども園やることによって、それが出来るというのは少し考え方が違うんじゃないのかなということでもあります。この関係については、これ以上質問することではなく、改めて運営体制についてお伺い致します。これから整備する認定こども園、公設民営方式での公私連携により運営するということが検討されている訳ですけども、協議の相手方であります社福法人は当然のことながら理事会、あるいは評議員会で説明、議論がなされて、また、町においても総合教育会議や教育委員会で説明、議論されているだろうと思います。法人指定の手法方法や教育・保育への取り組み等について様々な課題もある訳ですし、それらの課題整理に向けて検討、ご苦労されていることというふうに思っております。公私連携、幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育・保育との総合的な提供の推進に関する

法律第34条第2項に指定しようとする法人と必要な項目について協定を締結しなければならないこととされている訳です。先般、6月11日の議会全員協議会資料では10月に公私連携法人の指定、運営体制等の協議の開始、年内には運営法人と協定締結とのスケジュールが示されております。町内では運営を担う法人は1法人であります。改めて公募するお考えがあるのかどうか。あわせて、法人指定をする際の審査基準を明確にしなければならないと考えますが、この点は如何お考えか。今日、議会の議案の説明資料でもありましたけども、これも10月には公私連携法人の指定ということが書いてありますけども、この点についてちょっとお伺いしたいと。また、先般提示されたスケジュールについてでありますけども、10月に公私連携法人を指定するとありますが、そうなりますと、当然のことながら運営法人との協定締結はその前ということになるのか。通常でありますと、募集要項を示して応募のあった法人が審査基準に合致しているかを審査して、法人との詳細にわたる協議をした上で協定の締結、そして公私法人の指定ということになると考えますけども、今回、町から示されましたスケジュールを拝見しますと、その順序が少し後先ではないのかなというふうに私は率直感じています。私なりにインターネットで他自治体の公私法人の取り組み、指定までの経緯等を調べましたら、やはりまず募集をして、審査をして、そして協定を締結して、指定という手順が一般的なようでありますけども、この点については如何お考えなのかをお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。実は、現段階で協定の原案作成しております。それで、先ほど議員おっしゃられましたとおり、公募をして、インターネット上で公募をしてですね、それでその協定を履行出来る法人に対して指定を行うという考え方で今、進んでおります。ですから、あくまでも協定を先に示した中で、その協定を履行出来る法人が応募してきて、ただ、その応募の条件についても、こちらからある程度絞り込んだ形で応募の条件を付けたいというふうに今、考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

ありがとうございます。公募して、協定締結をして、指定ということで、そういう順序で進めていくということでもありますけども、私の発言時間もあと5分ほどに迫って参りましたので、今後の進め方についてお考えをお伺いしたいと思います。公設民営を基本に進めているということでもありますけども、まだまだこれから整理していかなければならない課題が相当数ある。今、生活福祉課長の中では協定の原案も出来ているということでもありますけども、実を言いますと、協定の原案は出来ているということでもありますけども、先ほど教育長の話では3者でまだ協議を詰めている状況にもあると。ですから、一般的に、ただ協定の原案とそれとどのような保育・教育活動を進めているか中身の部分。当然、実務的な部分で言いますと、職員の配置、あるいは給食の外部搬入なのか自前調理。それを双方でやるのかどうか、いろんな課題があるだろうと思います。それと開園時間、就園時間、職員のシフト、それらのものいろんな課題があるだろうと思いますけども、それらのものを示さずして協定

が果たして出来るのかどうなのか。その辺の詰めがないまま協定締結というのは出来るのかどうかというのは、非常に私は疑問を持っている訳です。募集要項、あるいは協定書など町が目指す幼児保育教育について基本的な考え方と、協定の、私が今言いました、協定のベースになる部分、それらについて町の考え方が整理出来次第、議会にもお示しするお考えがあるのか。あわせて、先ほど生活福祉課長の話で言います、更には議会の資料で言いますと、公私法人の指定が10月ということでお考えのようでありますから、時間的にはもう幾ばくもございません。そういう中で、そういうお示しする時期をいつぐらいでお考えなのかをお伺いしたいというふうに思っております。あわせて、協定内容の調整、詰めの作業と並行して現場では子ども達を相手に日々保育実践が行われている中で、職員の相互理解、あるいは合同保育、行事の共同実施、これらのことを精力的に進めたとしても協定を10月にした場合に、実質、令和4年の4月開園ということになりますと、共同で取り組むべき事業の期間というのは1年しかない。そういう少ない期間の中で現実的にこれらのことをどう進めるつもりで、現実的にやり切れるのかどうか。この点について教育長にお伺いしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。まず私の方で今、進めている作業につきましては法人の代表者と私どもで、例えば今後、保育士と幼稚園教諭をどのように交流させていくかであるとか、あるいは研修機会をどのように設定していくかとか、そのような内容が今、主な内容でございます。それをもちまして、今年度から来年度にかけて研修機会を立ち上げていくということで今、準備を進めております。また、あわせまして地域に開かれたこども園としてどう活動していくかということについては、外部に運営協議会的な組織を設置出来ないだろうかということも今、提起をして協議をしているところでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

運営の中で、教育・保育の内容を町が主導する必要があるということで、認定こども園法第34条があるんだろうと思っておりますし、以前から言われている人事の決定権だとか、園長就任、先生方教育観点の指導、教育方針の基本的な考え方を承認、担保する必要もあるだろうということから、それらを今、詰めながら作業している段階なんだろうと思っておりますし、あとスケジュール的にどうなのかということは、ちょっと担当の課長の方から答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。今、議員ご覧の認定こども園の設計の委託の方で運営方式、先日の全員協議会でも説明致しましたが、運営方式、これ、公設民営というふうになってはいますが、これを作成した担当の方ですね、このせつは建設の設だというふうに思い込んでいたようで、これ、民設民営ということに形としてはなります。設置者、

認可届イコール設置ですね。それは法人の方で申請を町にあげて、町から届出を北海道に出すという、ですから、あくまでも建設は、建設するのは町ですけども、認定こども園の設置は法人ということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

時間がもう無いんですけども、今の関係、民設民営という、確かに設置が民間という、それは間違いございませんでしょうか。そしたら、例えば今、町が整備費の実施設計予算出す訳ですよ。町が建設します。けども、そこが、相手方が民設という民がわからない状態で設計して工事するということですか。そしたら。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

その件につきましては、法人とも十分協議をしながらですね、今後、設計に関しても法人の考え方をそこに入れられるような形での手順で設計の方を進めようと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

法人との協議ということだけでなく、それが広く議会含めてオーソライズされていますか。そういう考えは。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

説明します。当初ですね、あくまでも建物は町で建てまして、運営を民間にお願いするというので、公設民営ということをお話をさせていただいておりました。ただ、いろいろ調べた結果ですね、運営方式につきましては民設、要するに民間の法人が設立の申請をすると。そして運営もその法人が実施するということの整理がなされているということを確認出来たということでもあります。従いまして、建物については町の方で過疎債等を利用していただいて建物を作る訳ですけども、そして運営等についてはあくまでも新法人にお願いをするということになるということでもあります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

いよいよ2分切りしましたので、最後に1点だけ確認、町長のお考えをお伺いしたいと思います。今の指定の関係、公設民営云々ということについては、改めてまたこの後もございますのでこれ以上言いませんけども、最後に1点だけ。これらのものというのは、当然、子どもの教育・保育の施設ですから、当然、内部的にいろいろご検討されて、施設整備、あるいは運営について民間との協議はしているけども、その中身の部分というのはまだまだこれから

相当議論して、調整して積み上げていかなきゃないんだらうというふうに思っております。施設が出来れば運営出来るということではなくて、経営も、形態もこれまで全く違うものが一緒になる訳ですから、相当大変だらうということは私も重々それは承知してございます。想像以上に時間と労力を要するんだらうなというふうに考えますけども、果たしてそうなった時に事務的な部分は、机上の部分はいいとしても、現実的に本当に2年後の開設までに体制が整うのか。時間的には相当厳しいだらうというふうに考えます。施設の開設にあわせて、運営主体の決定を拙速にすることは是非とも避けていただきたいと。そうなりますと、最悪、施設は出来た。運営主体が決まらない。その場合、暫定的に町がその運営主体を担うという考えを、当分の間ですね、お持ちかどうか。町長にお伺い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

今のところ考えておりません。粛々とそれらに向かってハード、そしてソフト面の運営の仕方、また認定こども園を34条に沿うような議論をしながら、お互い議論をしながら、納得した段階で適切に令和4年4月から運営をしていただく、そういう方向に持っていきたいと信じておりますので、これは粛々と各担当と詰めながらやらせていただいて、まして最終的に運営スタイル、する方々が理解をしなければ子ども達のためになりませんので、お互い不信感を抱いた中で教育というのは難しいだらうと考えていますので、それは何とかやり切る方向でいきたいと考えておりますので、その辺のことは今のところ考えておりません。

◎ 議長（伊藤政博）

網野眞君の一般質問が終わりました。

次に、8番、木村一君。

◎ 8番（木村 一）

メガネ曇るものですから、マスク下げさせて質問したいと思います。

まず、質問事項『知内高校町外生徒の受入環境の整備と二間口維持について』。

質問趣旨、現在、知内高校は町内出身生徒数68名、町外113名、合計181名で全学年二間口を維持している。

青少年交流センターは、昨年度2部屋を改修し男子生徒を受入しており、町外の女子生徒については民間の事業者で受入している状況にあります。

将来的な町内における出生数が減少していく上で、町外からの生徒の受入を増加しなければ、二間口維持が難しいと考えております。

青少年交流センターの受入能力及び民間事業者の受入能力が限界となった場合、今後の寄宿環境についてはどのように考えているのかお伺い致します。

また、野球部の入部を検討している新入生にとっては、魅力があり今後も維持・拡大していくと思われるが、その他生徒と特に女子生徒に対して知内高校に進学したいと感じさせるような魅力及び特色を持つことが必要であると思われるが、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

答弁を、お答えをさせていただきます。

知内高校においては、道立高校の統廃合が進む中、知内町まちづくり総合計画に基づき、普通科二間口の維持に向けた取り組みを進めているところであります。

現状と致しましては、男子においては主に野球部の活動がきっかけとなって、町外から多くの生徒が入学しているところであり、今年も1年生の21名が新たに加わり、知内高校生徒全体の約3割である57名が青少年交流センターで寄宿生活をしながら高校生活を送っているところであります。

女子生徒につきましても、少数ではありますが道内各地から入学者を受入れており、現在は各学年1名ずつ3名の生徒が民間業者先で下宿生活を送っております。

知内高校の二間口の維持の取り組みを進めていく中で、知内中学校卒業数の減少に伴い、町外生徒数の増加は必然であり、それらの生徒の受け入れのため、生活環境の確保・整備について検討しているところであります。

女子生徒等の受入については、今後も可能な限り一般家庭や民間事業者のご協力の下で環境を整えていきたいと考えているところであり、現在、受入先として担っていただいている民間業者にご意見を頂きながら、より一層の充実した受入体制の構築を、整備・検討していきたいと思っております。

また、主に野球部が入寮している青少年交流センターについては、今後、現在の1・2学年生と同様の生徒数が入学した場合、新たな入寮希望者の全てを受入れることは困難な状況であり、今後の生徒募集等の取組みを検討する中で、課題となっております。

青少年交流センターへの生徒受入れについては、今までとは違う新しい対応と整備が必要であり、既存施設の効果的な維持管理、また、寮生への日常生活の指導や健康管理等、生活指導員との関係に考慮した中で、どのような受入れ体制ができるか、学校・教育委員会との連携を密にしながら、知内高校生のより良い生活環境の確保・整備について検討を整えていきたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

お答え申し上げます。

中学生やその保護者の「進学したい」「進学させたい」という期待にお応えするためには、生活環境の整備とともに、教育活動の更なる魅力化が重要と考えております。

知内高校では学校教育目標のもと「知内高校生に身に着けてほしい9つの資質・能力」を掲げ、学習・生徒会活動・部活動を積極的に推進しており、令和元年度は国公立大学3名を含む17名の大学進学者をはじめ、就職率も100%と進路実績をあげております。また、美術同好会や新設されました書道同好会の全道大会進出等、全校生徒一人一人が輝く学校として大きな成果をあげております。

今後も地域・各会のご協力をいただき、平成30年度から取り組んでおります地域創生学習としての「総合的な探求の時間」をはじめ、幅広い進路に対応できる「ハイブリット型教育課程」の一層の充実に取り組むとともに、生徒の多様な個性や学習ニーズに応じた進路指導とホームページ等を活用した効果的な情報発信に努め、選ばれる学校づくりを目指し、学校と教育委員会が緊密に連携して参ります。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

今、町長と教育長の答弁をそれぞれ聞きましたけども、今年度も青少年交流センター受入体制で、急遽、3月に補正組んで部屋数を確保した。そういう現状であります。今、この答弁書を見ている、来年度どうするのか、これ以上増えたら。さっぱりその辺の回答が見えてこないけども、ただ、学校も教育も「魅力ある教育づくり」と一生懸命頑張っていて、各地でホームページやいろんなことで、それで道外募集もかけている。「来てください」と言うのに受入体制が整っていないで、どうやって「来てください」と言うの。どうも前回も俺、1年前に女子寮の問題で質問したけども、何も変わっていないね。その中身は会議録見て、中身じっくり読んで来ました。今も何ら変わらない回答のような感じがするのだけども、町長、もう一回その辺どう考えているのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、57名の青少年交流センターに入っている寮生が居ります。マックス59名でありますので、2名まで、余地しかありません。そして今、中学校3年生が13名ですので、卒業してプラス2ということであれば、受入体制は15名が限界になってきます。そして今、監督はじめ、高校もいろんな角度から全国的にアピールしている中で、多分想定とすれば、また20名前後の入寮生は来るだろうという想定の中で今、あらゆる検討をしている段階でございます。その中で当然、民間の事業者も活用する、そして以前から言っている下宿等の活用、そして、またPFIという民間事業者を活用したということも一応、案としては上がって参りましたし、様々な観点から今、検討している段階にあります。例えば具体的に言えば、民間もしくは町の事業主体になるだろうと思っておりますけれども、トレーラーハウスの検討もさせていただいておりますし、それも早々に結論出さなければ国費の問題もあります。地域づくり交付金を活用するか、または過疎ハード面の資金を活用するかということで今月中にその結論も出さなければなりませんので、それらも対応しながら考えていきたい。まして現場である監督はじめ、学校の先生方が今、議員おっしゃられるように、迎える体制が整っていないのに公募してどう、全然力が当然入ってきませんし、来る生徒へのアピールもやっぱりそれぞれの現場の方々も対応に困るだろうという危惧は当然持っていますので、早々にそれらの結論をいただきながらやっていきたいと考えています。ただ、財政的に課題があるというのも一方ではあります。前議会で資料提供を求められた高校の純持ち出しはどのくらいなんだと。一般財源で8,800万という数字を出させていただきました。それらもありますので、どうそれらを圧縮するものは圧縮して、また、そしてやらなければならない課題をどう整理していくか。それらも含めて今後進めていきたい。早々に判断をさせていただきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

教育長も何か言ってくれるかと思ったけど、何も返答がない。今、答弁聞いているけども、毎年こういう現状も繰り返されるんだ。現状が。毎年入学して来て、卒業していく生徒が居

るけども、そして少子高齢化で人口減少していく中で、やっぱり二間口維持していくのであれば、当然、受入体制は必然的にやっていかなければならないのが現実的なこと。それを急遽やってみたり、壊してみたりして、全く課題はあるのはわかる。それは、前回の一年前の質問でも、会議録の中でも読んできたからわかるけども、それから何か進展したかと思えば全く同じようなことを繰り返しているけども、今年どうするの。これから計画して、来年度の受入体制をやっていくのか、やっていかないのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今の青少年交流センターの建設においても、以前は民間事業者でそれぞれ土台を築き上げてきて、最終的に判断として、これからも寮生の確保は出来るだろうということで、今の青少年交流センターがスタートしたんだろうと思います。その中でいろいろ知内町の、甲子園に出たことも、平成5年に出場したこともあるだろうと思いますけれども、野球人気に勢いがついてどんどんどんどん入部がしてくる。野球関係の希望者も多くなるという現状で、今に来ているんだろうと思います。ただ、これから先、少子高齢化の中でどの程度の野球を望む生徒を確保出来るか。これは全道・全国でも、やはり現状、野球するという人口、野球人口自体が減少することになるだろうと考えております。そうした中で、どこまで規模を拡大するのか。男子と女子と合わせて、また新たな建設が必要なのか。その辺も含めてこれからの動向というのは、やはり1年、2年見る必要がある。最終的に建てるという判断をしていけば、民間活用しながら、どうしても必要だということになれば、その時はまた判断する時期になるだろうと思います。確かに議員言われるように、いちごっこではないかということもあるんだろうと思います。ただ、今、21名、23名。そして最終的に卒業した後に、また20名前後に64、5で、多分それでマックスなのか、マックスとするのか。それとの、それ以上は民間対応してくださいと。それぞれの家庭の中で下宿、または民間対応してくださいとか、いろんな選択肢は出て来る可能性がありますので、その判断まではもう少し時間を要するだろうと思っております。今、来年の対応として今、21名、23名を考えれば20名前後という予測が妥当だと思っておりますので、それらに対応した施設を何とか早々に判断をしながら、先生の、まして学校関係者の要請に応えたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。知内高校は学年2学級の学校規模を維持して今日に至っております。これまでの歴史の中で、入学者が41名を割り込んだことが一度だけございます。ですが、それ以降は平均で50名を超える入学者数で推移をしております。また、この3年間は右肩上がりで見ると入学者の倍率が上昇傾向にございまして、今年度は地元中学校からの入学率も高く定員80名に対し、73名の入学をいただいたところであります。これまでの生徒募集に係る教職員の皆さん、また、関係各位の努力、そして地域の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。さて、遠隔地からの入学者の受入体制につきましては、大変難しい問題もあります。男子については、青少年交流センターの入寮者が初めて2年連続で20名を超えております。全寮生に対し、失礼しました。全寮生57名に対し、本年度は内部の改修を

もって対応をさせていただいております。先ほど町長のお話にもありましたが、来春の退寮予定者は13名ですので、それを上回る場合は入寮出来ない生徒が生まれる可能性もございます。生徒指導、あるいは健康安全、そうした管理面を踏まえ、また、町の財政状況も踏まえた上で、先ほどお話にありました、今までとは違う新しい対応も含めて、町長部局と連携を図りながら様々な角度から検討して参りたいというふうに思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

検討、検討って、毎度検討しているけども、来年また入学者来るんだよ。だから、どの程度来るかということ。今年だって男子生徒溢れるだけ来ると思わなかったんでしょ。実際に。それで、急遽、改修した。それで、今後どのような動向になるかって言ったって、生徒数が減少していく中で、知内高校としては生徒数は欲しいんでしょ。実際に。魅力ある高校を作るんだから。募集しているんだから。欲しいんなら、欲しいようなやっば対策・対応していかなきゃならない。本来であれば。それでどのくらいの人に来るのか、来ないのかわからないから、今は現状そう考えているけども、俺、どうもその辺が理解出来ないんだよな。その辺をもう少し、早期に受入体制を整備して、魅力ある学校づくりをやっていくんですから。さっき町長、財源も言っていたけども、あまり教育に財源、財源って、そういうことはあまり俺、好きでないのさ。だから、その他に様々な形で今後また募集かけていくんですけども、是非とも、やっぱり受入体制だけはしっかりして、PRしていくんですから、受入体制はしっかりして行って欲しいです。そしてもう一つ、先ほどから民間事業者って言っているけども、ここで、答弁書の中で、一般家庭って。俺、一般家庭というのは駄目だと思う。前もやったけども、お互いにやっぱり負担掛かって、受入れる側も、行く側も、やっぱり負担掛かって、それで民間事業者の協力の下で環境を整えていきたいと考えているところですがって、具体的にどういうことを考えているの。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

受入ですよ。先ほど言いましたように、PFI活用して今、民間事業者と出来るのか、または町事業単独で整理するのか。そして民間事業者、片方では民間事業者、現実問題として青少年交流センターの以前の受入をしていたところもありますので、それらの活用についても出来るのか、なかなか判断としてどこで線引きするか、今、先ほど議員がおっしゃられるように、財源、教育には財源、そこまで金を気にするのかというお話ありましたけれども、随分、前の前の町長から教育には要するに力を入れてきたという現実ありますし、我々もその一方で議会として担いできた経過もあります。ただ、今、財源に拘るといえるのはどうしても基金の取り崩しをして、今やっている、かまどの状況があります。果たしてこの状況をどこまで、じゃあ我慢して、投資するところは投資して、じゃあ一方ではどこを圧縮出来るのかという、今、詰めをしております。そうした中で、極力、議員言われるように、教育にはという、自分も思いがあります。ありますけれども、どっかでやっぱり一線引かないと町自体の経営というのが苦しくなる。そして町民サービスも出来ない、事業も出来ないということになれば、総体でこれでいいのかと、当然議論が出てくるだろうと思います。その議論等を今、

一方では教育という、無限大でいいのかという、投資、その狭間に立っている今、現状にあるんだと思っています。それで出来るだけ民間活用出来るのであれば、民間活用しながらということで女子寮の建設も含めて今、議論してきたところでありまして、なかなか議員言うように結論は出ておりません。その場の対応なのかもしれませんが、今、くどいようですけども、これからの子ども達の動きがわからない現状。少子化の中でどの程度、野球人口が維持されるのか、それらも見ながら判断をしなければなりませんので、それらも考慮しながらやっていくということをご理解いただければ有り難いと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

民間で今、女子生徒を受入れ3名程、民間の事業所で受入しているけども、民間事業所が、例えば女子寮を生業としてやりたいと言った場合は、財政支援って一時的だけども、その後は、ランニングコストは掛からないけども、公設じゃないから。その辺は町として、そういう財政支援という考えはありますか。ちょっとその辺、これからの問題だけども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

財源支援という、要するに民間で受入体制を整えるのに資金がいると。その当初に関わる投資として協力いただけるのかということなんだと思いますけれども、ただ、今の現実の中でいけば、ある意味それも見定めて考えなければいけないと考えています。というのは、どうしても初期投資が大きすぎると、くどいようですけども、PFIだとか、いろんな条件がいいのか。そして、町として制度を活用して建てた方がいいのか。それらも出てきますので、いろいろ議論しながら最終判断をさせていただければ有り難いと思います。ただ、今、急に10名受入れますよという形の中で、青少年交流センターを運営している規模の投資であれば可能だと思いますけれども、当然民間の経営になれば、今、交流センターで4万8千円、民間で8万、9万という下宿料が発生していますので、その差額を町で見ている、応援している格好になりますので、それが10人だったら、じゃあどうなのかという議論も当然必要になってくる訳ですから、その辺も見定めながら早々に、やっぱり議員言うように、早々にある程度判断はしていかなきゃならないということは認識していますので、いろいろ検討を進めながら最終判断をさせていただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

くどくなれば困りますから、1年前も検討して判断しますと会議録の中でありました。今もまた検討して判断するという話ですから、結論はきっと早々に出るんだと思います。教育関係者と様々な形で今度議論して、その受入対策も固めていくんだと思われまじくても、自分の考えとしては、是非ともやっぱりPRするのであれば、学校教育関係者も一生懸命頑張っているんですから、先生方も。そして「来てください」と言うのに、二間口を維持するためにはやっぱりこれだけ少子高齢化減少化社会になって子どもの数が少ないのであれば、やっぱりみんな意識を持って努力して前向きにみんな取り組んでいる。奥尻高校も2年前に寄宿

舎、やや1億近く掛けて増設しましたね。やっぱり離島故のハンデあるから危機感を持って、やっぱり高校無くしたくないという思いが、やっぱりその辺に財政負担はやっぱりやむを得ないと考えて、やっぱりそういう対応をとっているんだと思います。ここはまだ離島ではないから、陸続きだから、まだ来てくれるだけでも有り難いと思ったら、やっぱり受入体制もしっかりしなかったら、黙ってポケットと見ているなら、今、その内にまた生徒居なくなってしまう。だからPRするのであればPRして、どんどんどんどんやって行って。そしてこれから先どうなるかわからないから見ていくって、見ている場合じゃないと思う。今後やっぱり受入体制はしっかりして、来てもらえるような魅力ある高校づくりに一生懸命頑張っているんですから、その辺を今後も早急に検討し、増設なり、またはそういう公設で駄目だったら民間事業者との早急な話し合いの下でやっていって欲しいなという思いは自分ではありますけども、何かまだ答弁ありますか。無ければこれで終わりますけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

奥尻高校出ました。スキューバダイビング等、魅力づくりをしながら前年度、確か町外の方で22名入寮したと思っています。それで、あそこは道から町に移管して3年、4年経つんですか。その中で順調に推移している。当初は、民間活用しながら寮代わりをしていたということ。最終的に判断したというのは、先ほど言うように、22名だとか、そういう規模で確保出来るような体制が整いつつあるという段階で、あそこは男女一緒の寮として運営されている施設でありますし、確か旅費も4万に町が1万応援しているというスタイルだと思います。その中で、魅力ある学校ということでスタートし、部活動もいろいろやっています。確かに二間口あると大勢の1学年40名、50名の人数になるんですけども、1学年の中でそれぞれバレーボールであれば、2名だとか3名の中でそれぞれ工夫して、確かに大会という大きなスケールは望めないんですけども、それぞれ満足いくような教育、または大学進学等もそれぞれ素晴らしい学校に入学しているという実績もあります。それぞれやっぱりみんな子ども達のために何が出来るかということで一生懸命やっている。そして片方ではやっぱり町の存続もある訳ですから、何とかそういう町外生も受入ながら町の活性化にも繋げていきたい。それはどこも一緒だろうと思います。一間口でも二間口でも。やっている教育というのはそれぞれ自身を持ってやっている訳ですから、それらを考慮して知内町も先に進まなければならないところなんですけども、今、女子寮の建設にあたってはまだまだ女子が入学するような魅力づくりには至っていないのかということもありますので、総合的に判断しながらこれからもやっていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

町長も去年の対話集会で、様々な形で「笑顔輝く躍動の舞台」の再挑戦ということでやっています。それで人口減少を抑制するために今、重要なこと、ここで知内高校に着目したいということも書いてあります。やっぱり一生懸命これからの子ども達の将来のために教育関係者も一生懸命頑張って受入体制をしっかりして、迎え入れるような体制を整えて欲しいなというふうに私は思います。早急に様々な形で対策・政策しながら、来年度からの受入体制

を充実したものにして欲しいなという思いで、私の一般質問を終わらせていただきます。願望ではありませんからね。どうもありがとうございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、11時15分と致します。

（ 休憩 午前10時58分 ）

（ 再開 午前11時15分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

一般質問であります。

次に、2番、山田顕人君。

◎ 2 番（山田顕人）

『人口減少に対する新たな施策について』ということで、ご質問させていただきます。

当町における2015年4月末の総人口4,703人、5年前ですね。今年4月末で4,219人と5年間で484人の減、年平均でいくと96.8人の減となっています。昨年から今年にかけての1年間でみると126人減と大幅な人口減少となっており、その勢いが止まらないのが状況と伺えます。

自然減を食い止めることは、なかなか難しいと思われませんが、転入・転出による社会減については、施策によってある程度食い止めることができるのではないかと考えます。雇用創出など若い世代がこの町に残ってもらえる、また、移住先として選んでもらえるような施策として、知内町ものづくり産業振興事業の新規受付を停止した今、新たな施策展開をする考えがあるか、ないか、町長にお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

人口減少の問題につきましては、これまでもご質問をいただいておりますが、町として重要な課題として認識しております。効果的な施策の展開により何とか減少の抑制に繋がりたいと思います。

町の政策としては、今年度「第6次まちづくり総合計画」の前期5か年の最終年となり、現在各種施策について評価・検証を行い、次年度からの後期5か年の実施計画について協議しているところであります。

また、「まち・ひと・しごと総合戦略」においては、今年度から第2期の5か年の計画がスタートし、令和6年までの長期的な展望により、移住・定住対策や子育て支援環境の充実などに取り組んでいるところであります。

その中でも、従来から行っております地域産業担い手センターを核とした一次産業関連の移住希望者へのPRを継続し、また、SNSなどを活用して町の情報を広く発信することが移住へのきっかけに繋がるものと考えているところであります。また、今年から知内高校卒業生へのSNSのフォロワーをお願いしており、Uターン促進を図る取り組みも行ってまいります。

議員のご質問である「知内町ものづくり産業振興条例」については、平成27年6月に制定し、地域産業の振興による生産年齢人口の拡充として実施して参りました。現在は、新規受付は停止しているものの、一部事業については今年度も継続支援中であります。

また、「新たな施策の展開」については、「ものづくり産業振興事業」の新規受付停止により、企業誘致などでの支援は難しい状況ではありますが、町有地や町有施設の活用、また、あすなる福社会との更なる連携などを検討して参りたいと考えておるところであります。

しかしながら、まずは足元の課題である新型コロナウイルスの感染拡大による地域産業や住民生活への影響を最小限に抑えるためにも、今後も国の臨時交付金を活用した事業者に対する雇用維持への支援など、各種施策の検討が急務と考えておりますのでご理解の程をよろしくお願ひするところであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、山田君。

◎ 2 番 (山田顕人)

まず、コロナウイルス対策ですね、国や道の方針、そして多様な支援施策、それらをアンテナを張りながら、張り巡らせながら、事業者も含めて町民の皆さんにどう提供していくか、急務ということは理解していますし、確定した支援事業遂行のため休日を返上し、役場職員総出で対応してもらっていることも理解しております。そのような中で「第6次まちづくり総合計画」を協議しているということですので、大変な作業だということも理解しております。しかしながら、今、人口減少、先ほども言ったように126人、1年間で減少している。その中で自然減はおそらく70人程度なのかなというふうには思っておりますけれども、ここもやはり議論していかなきゃならないんだろうというふうには思っております。「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で様々なデータをまとめ、評価・検証をし、基本目標を掲げております。定住・移住、UIJターンの促進や子育て支援等も方向性を示されているところではございます。私はこれからの課題ということで、先ほど一般質問の中にもありましたけれども、知内高校を着目するという対話集会の資料の中にも入っております。そういうことも含めまして、知内高校の生徒、毎年60人前後の入学者、そして60人前後の卒業生が出ております。その中で町内に就職する方は、いずれも1桁台で止まっているのが現状でございます。これはチャンスを見ず見す見逃しているのかなというふうに私、常々感じている状況でございます。地方創生事業を行って町内の仕事に興味を持ってもらう、そういうことも大事だと思います。しかしながら、高卒者、新規雇用促進事業も停止した中で今一つ、もう一つ何か効果的な施策があればというふうに思いますが、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

まず、コロナの対応については皆さんのご理解の下、国の第一次補正の中で対応させていただきました。これから第二次補正が通りましたので、また町の財源がどのくらい臨時交付が来るのか、それらを考えながら、またいろいろ抜けていた部分、また経済的に大変苦慮している部分も合わせて対応させていただきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願いするところであります。今、知内高校という、60名、毎年前後、卒業しているという、それらをチャンスに変えていくべきではないかというお話もございました。いろいろソクラテスミ

ーティングの中で、それぞれの知内町の事業者がアピールをして、何とか就職をしてもらえ体制づくりも今、進めているところであります。残念ながら今の現状、コロナの現状の中で、それぞれまた厳しい環境に置かれているんだろうなというのは感じています。今、質問いただきました議員についても、それらソクラテスミーティングにも参加をしていただきながら、何とか若者雇用の促進をするということでお手伝いをいただいたところでありますけれども、なかなか卒業生が地元を選んでくれる率が低いということで、大変苦慮しております。そこに町の支援、新たな支援ということもあわせ持つて考えていくべきではというお話もあるんでしょうけれども、なかなか今、そこまで今、施策として現実的に考えているということは現在ではありません。ただ、今後、人口減少に対する課題というのは全国的な問題なんだろうし、それらをどうクリアしながら町の維持に向けていくかというのは、様々な施策を元にこれから進めなければならない議論だと思いますし、どこに着眼して、我々が施策を打てばいいのか。今、いろいろ苦慮しておりますけれども、当初から言わせていただいておりますのは、出生から結婚、子育てということで最終的には人生の新たな子育て終わった以後ですね、人生の新たな計画の中でスロワークということで完結していただければ有り難いということで今、支援をさせていただいております。町内の独身男性も数多く見受けられますので、何とかその方々にもご縁があれば家庭を持って、また楽しく仕事にも就いていただきたいという、そういう思い。また、高校生も町内の事業者いろいろありますし、素晴らしい仕事だということも理解はしているんでしょうから、それらも何とか結び付くようにマッチングするような取り組みも加速しなければならないだろうと思っています。今、全国的な減少の中で、一部報道で出たんですけども、東川ですか。東川町が人口増えているという、当時の7,000人から8,000人という、増えています。今、日本語学校を経営しながらということなんですけども、果たしてそれだけなのか。今、担当、政策部門の中でちょっと情報を仕入れてくれということをお願いしております。いろんな参考例も活用しながら、また新たな魅力として知内町を選んでもらえる、そんな環境には是非していきたいという思いは十二分に持っていますので、それらを合わせながらこれから対策を講じて参りたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、山田君。

◎ 2 番 (山田顕人)

今、東川町の例を出されたということで、ここで言えば北斗と似たような形でおそらく隣町だということで、ベッドタウンになっているのかなという部分もあるとは思うんですけども、あと、独身男性・女性、町内に結構居るということでもありますけれども、やはり婚活の活動がやっぱり一番、そこしか尽きるところないのかなという部分もあるとは思うんですけども、その辺も目標に挙げられているという部分もありました。ただですね、やっぱり知内高校に着目、先ほども言いましたけれども、そこに着目するということではあったんですけども、知内の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、その細かいところが謳われていないのか、知内高校生の就職、地域創生の授業の形のことは謳われているんですけど、何とかそこをパーセンテージで示すとか、何人ぐらいはなんとかの町内に就職させたいとかいうような目標値が、目標も立てられてきていないという部分があるので、その辺がどうなのかなという部分でちょっと町長にお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

何をマッチングさせて町内に就職、または仕事してもらえる環境を作るという、確かにそういう目標というのは作ることにこしたことはないんでしょうけども、ただ、今、ソクラテスマーケティングの中で事業者自らが今、アピールをして、なかなか結果に結びつかないという現実があります。そうした中で、子ども達が何を望んでいるのか。将来、自分の仕事として何を求めているのか。それらもちょっと分析しながら最終的に今、議員がおっしゃられるような方向の中で、SDGsということも考えられるだろうし、そうした目標を立てながら出来ればいいのか。ただ、それにはやはり地元事業者がどういう思いで子ども達を望むのか。本当にこうした魅力、またはいろんな、それによって将来の自分の生活的なものも含めて、もう少し強くアピールする場も必要なのかなという認識もしていますので、是非、そのためには事業者も理解をしてお互いそういう方向、同じ目標を持って進めることが大事になってくるだろうと考えています。ただ、本当に高校生が地元にとということで一番望ましいことではありますけれども、ただ現実として、そのキャパとして、各事業所が今こういうコロナの影響の中で、また新たに立ち上がった時に率先して、まず迎える、子ども達を迎えられる環境を作る。そういう体力を維持していくために今、とりあえずコロナ対策をして、真っ先にしながら事業者の安定的なものも含めて、頑張ってもらえるように支援を優先しているところでもありますので、決してそれで逃げることなく、これからも何とか事業者と生徒とのマッチングも含めて、また新たな施策の展開も含めて、方向付けをしていければと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

今現在コロナの関係でね、やっぱり事業者大変な部分は多々あると思います。しかしながら、長期的なこと、私たちの子どもが大人になった時、30年、40年先のことを考えると本当に人口ってどういうふうになっているんだろうというところで、2060年に目指すところありましたよね。人口ビジョンで示されているところあると思うんですけども、今現在、2020年でもう200人ぐらいの差が出て来ている。社人研の推計値でも200人ぐらいのもう差が出て来ている。知内町の目標と比べると、もう280人、300人近く、もう多分差が出ているのかなという部分はあるんですけども、本当に今、多分町長の世代辺りでいくと、同じ年の方は、沢山、多分居らっしゃると思います。今の20代の方達がおそらく何人居るんだろうという部分。そういうことを考えると、やはり寂しいのかなという部分もありますし、そこがやっぱり少しずつでも増えていってくると、多少なりと人口の減少が少なくなっていくんだろうというふうにも思っているところではございますけれども、今、若者にそれこそお金を掛けて何とかここに留まってもらう。就職してもらう。今、施策を打っていないと、この先5年後、10年後すぐ人口に反映されると思うんですが、その辺如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに町の施策・支援というのは大事なことだろうと思っています。ただ、先ほども申し上げるように、お互いやはり事業者も含めてそれぞれ迎える体制、これから会社を維持するために後継者を育てる、そのためにどう子ども達にアピールするか、就職活動をするか、就職活動の魅力を探るかというのは大事な要素になってくるだろう。町だけの思いでは、なかなか完結することというのは難しいだろうなと思っています。そういう意味では事業者共々、どういう迎え方がいいのか、そういうことも議論しながら改めて作り上げていきたい。そして知内の魅力として、やはり一次産業が主体でありますので農・漁・林はじめ、多くの産業がごぞいます。三洋さんもはじめ、北電の企業はじめ、それら、そして今、あすなろ福祉会という一つの起爆剤も生まれつつあるような気がしています。その中でこれから出てくる農福連携の取り組みも加速するだろうと願っておりますけれども、ただ、これはやはり町だけの思いではない、それぞれ農福でも受入れる側の理解がないと、なかなか完結しないという難しい課題もありますので、それらをどうこれから取り組んでいくかという、作業というのは大切なところなんだろうなと思っています。今、まず一次産業、特に農家さん頑張っていたので、町も負担も少なく済んでいる状況にありますので、全ての産業がそうした体力をまず付けていただく方向にどう町が向き合えばいいのか、その辺も含めてこれから議論させていただければと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

先ほど学校での教育ですか、業者も含めて対話をしながら教育していくということで、私も参加してはいたんですけども、なかなかね、やっぱりアピールの仕方が下手くそだっていう部分もありまして、それでもなかなか来てもらえないところ、上手いところでもなかなか来てもらえないところもあるということもありますのでね、なかなか難しいことはもう承知の上なんです。そういう観点からいくと、鼻っ面に人參ぶら下げる訳じゃないんですけども、そういう手法というのも一つはあるのかなというふうには思うんですけども、今、財政的にもなかなか厳しいということもありますのでね、なかなかそっちの方向には、なかなか向いてはいけないだろうなというふうには思うんですけども、ただ先ほども言ったように、30年後、40年後、私たちの子ども達が大人になって、子育て世代になってというところで持続可能なまちづくりということ、その辺が可能なのかなと。本当に心配ではあるんですけども、その辺を踏まえていくと、やはり一つの世代、一つの年齢のところにとどのくらい人間が居なきゃならないのか。同級生がどのくらい残らなきゃなんないのだろうか。その辺のやっぱり目標値みたいなものもやっぱり作って置かないと、どんどんどんどん細くなっていってしまうのかなというふうには思うんです。だからその辺どうなのかなと思うんですけども、如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに難しい課題だと思えます。先ほど議員からありましたように、K P I、何とか目標数値を決めながら人口減少を抑えようという取り組みは、これまでの政権もしてきたところ

であります。それがなかなか思った数値を維持出来ない現状にあります。そうした中で、最終的に町の構想として、将来目標として、3,000なのか、4,000なのか、3,000なのか、その前後、3,500前後なのか、わかりませんが、ただ、やはり町の一つの営みあります。医療・福祉、またいろんなそこに張り付くものもありますので、それらを総合的に維持出来る環境というのは、やはりあるだろうと思いますので、それを維持するための人口としてどの程度なのか探りながら、じゃあどういう支援がいいのか、当然、農家さん、一次産業はじめ、製造業、建設業はじめ、多くが張り付いていて、また営みをするための商店、飲食店がある訳ですし、それらが総合的に生き延びる環境というのは、やはり大切だと思いますので、そこら辺を含めながら、これからどういう数値目標に向かって進めていけばいいのか、その辺もこれからまた議論出来ればなと思っていますし、また議長の方からも町政代わって、総合計画見直したらどうだというお話も以前からいただいておりますので、なかなか今の職員の体制、非常に重い仕事も持っていますし、このコロナでかなり負担も掛けている状況にあります。それら、まして町政が代わったということでいろんな施策の面でも変わっておりますので、負担を掛けている。そういう中で進めるといのは、やはり自分としてはもう少し、今、6次の計画の中で進めさせていただきたいということでお願いを申し上げているところでありますので、それらの基本計画を基に、これから進むべき道を修正する部分は修正しながら、議員の同じ方向を向きながら、対応させていただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

わかりました。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に何とかね、知内高校のその辺り、就職してもらえそうな流れのものを、その辺を組み込んでいただいて、何とか10人でも、20人でも2桁を目標にということで、何とか知内高校生就職させていただきたいなど、促進させていただきたいなというふうに思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

令和2年第2回定例会上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には大変お忙しい中、令和2年知内町議会第2回定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案4件、同意12件であります。

議案第1号の知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、計画期間、平成28年度から令和2年度までの5カ年の計画であります。知内町行政機構図に新たに政策調整課を追加する他、今年度予定している事業に過疎債の充当を可能とするため計画を変更する

ものであります。

議案第2号の令和2年度知内町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ1億77万7千円を追加し、総額を46億3,004万3千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の認定こども園園舎整備実施設計業務委託料1,600万、土木費の準用河川の河道掘削工事等4,500万の追加が主なものであります。

議案第3号の令和2年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出に350万円を追加補正するもので、内容は漏水調査委託料であります。

議案第4号の知内町防災情報配信システム整備事業委託業務契約については、電波法の改正により現行のアナログ方式周波数の使用期限が令和4年11月末までとなっていることから、デジタル方式防災無線へ更新するためのシステム整備事業委託業務の契約締結の承認であります。

同意第1号から第12号の農業委員会委員の任命については、現委員12名の任期が7月19日で満了となることから、推薦公募の結果、同意第1号の手塚恵一氏他11名の申請を受理しましたので、12名の同意を求めるもので任期は3年間となります。

議案の内容につきましては、各担当の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

議案第1号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

この変更内容につきましては、今年度の予定事業調に計上している事業であり、その財源として過疎債の充当を可能とするための変更でございます。

お手元の説明資料でご説明申し上げます。見出しナンバー2、政策調整課資料の1ページからでございます。まず、区分1．基本的な事項の行政機構図につきましては、4月の機構改正の内容に沿った形で変更をしております。内容としましては、「総務企画課」を「総務課」に、「まちづくり政策室」を「政策調整課」にそれぞれ名称を変更し、「政策調整課」の中に「政策調整係」と「広報調整係」を設置しております。また「生活福祉課」の中に新たに「包括支援係」を設置したものでございます。

次に2ページをご覧ください。区分2．産業の振興に農業の基盤整備としまして、農地耕作条件改善事業上雷地区排水路を追加するものでございます。事業内容については、当初予算で議決をいただいております。事業費の町負担分に過疎債を充当するものです。

次に3ページ、ご覧ください。区分4．生活環境の整備についてですが、消防司令車の入れ替えによる車輛購入費に過疎債を充当するものです。

次に4ページをご覧ください。区分5．高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についての現状と問題点では、湯ノ里保育所の休所に伴う文言の修正と、認定こども園について解説に向けた計画整備という内容に変更してございます。更に、(2)その対策の欄についても、認定こども園の検討・協議から計画・整備という文言に変更をしてございます。また、同じく(3)計画においても、事業欄に認定こども園園舎整備実施設計業務を追加したものでございます。

次に5ページをご覧ください。区分7．教育の振興について、認定こども園整備に変更したことから幼稚園整備の部分を削除するものです。

次に6ページをご覧ください。同じく事業計画の中から、知内幼稚園整備事業を削除するものでございます。また、(3)集会施設、体育施設等に今年度着工する、きらく町内会館改築工事実施設計と改築・解体工事を追加するものでございます。

次に7ページです。区分8．地域文化の振興等につきましては、きらく町内会館と郷土資料館の複合化計画から、きらく町内会館の単独整備に変更になったことによる文言の修正と、複合施設整備計画の削除でございます。

なお、今回の変更計画につきましては、既に北海道知事と事前協議を終え、6月3日付で知事から異議のない旨、回答をいただいているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和2年度知内町一般会計補正予算(第4号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、議案第2号、『令和2年度知内町一般会計補正予算(第4号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第4号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億77万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,004万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出の方からご説明致しますので、13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に24万2千円を追加し、5,497万円とするものであります。これは12節委託料で、今年秋から試行する予定の人事評価の評価者である特別職や管理職向けの研修会を開催するにあたり、外部専門家をお願いする費用として追加するものでございます。

続いて14ページ、3目財産管理費に230万円を追加し、3,603万4千円とするものであります。これは12節委託料で、この度、町民の方からスキー場へ繋がる歩道橋の入口付近の土地を含む周辺の丘になっている土地や、教員住宅が建っている土地、合計15筆、17,935㎡の寄付があり、その方から先祖前代の土地を寄付するため、何か記念になる碑を建てて欲しい旨、申し出がありました。このことから内部協議をしまして、スキー場の歩道の入口付近と教員住宅に今、総額十数万円の賃貸料を払っておりますし、これらをこれから払わなくてもいいということと、これらの丘をですね、活用したいいろんな事業が出来るということの判断からですね、スキー場へ繋がる歩道橋の入口、登り口付近に記念板を設置することとして、その委託料として45万円を追加するものです。また14節工事請負費で、はまなすと湯ノ里地区のバス停留所設置工事費として185万円を追加するものであります。

15ページ、10目地域会館管理費に450万円を追加し、2,187万4千円とするものであります。これは14節工事請負費で、きらく町内会館解体工事費として追加するものであります。総務関係は以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

生活福祉課関連の補正予算について、ご説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に30万円を追加し、1億5,833万4千円とするものです。7節報償費、8節旅費、13節使用料及び賃借料でございます。これは農福連携の、産業と福祉の連携事業ということで、補正予算の説明資料見出しナンバー3、生活福祉課の説明資料に、この30万円の内訳について記載しております。

それから、3款民生費、2項児童福祉費、4目認定こども園費に1,600万円を追加でございます。12節委託料で、しりうち認定こども園園舎整備実施設計業務委託料で1,600万円の追加でございます。先ほど別紙で、委託設計業務の説明資料1枚もので配布して

おりますが、そちらの方の内容をご覧ください。

それから、18ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、12節委託料に60万円の追加です。これにつきましては、今年度、蜂の巣の駆除の委託料として60万円を追加するものです。委託先につきましては、知内町猟友会を予定しております。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

産業、失礼。産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

続きまして、産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。

19ページ、6款農林水産業費、1項農業費、6目農村活性化センター・公園管理費に20万円を追加し、194万9千円とするものです。これは10節需用費で、下水配管が経年劣化により交換が必要となったことから、修繕費を追加補正するものです。

次に20ページご覧ください。2項林業費、2目林業振興費に200万円を追加し、2,163万4千円とするものです。これは12節委託料で、昨年より本格実施しています未施業森林の森林所有者情報などの把握や、現況調査、移行調査でありまして、国が進めております新たな森林管理システムの一貫であります。なお、財源は森林環境譲与税を活用致します。

続いて、21ページご覧ください。4目水源林造成事業費に75万3千円を追加し、83万9千円とするものです。これは12節委託料に水源林造成事業として追加するもので、詳細につきましては、見出しナンバー4、産業振興課説明資料1ページをご参照願います。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係の補正予算について、ご説明させていただきます。

22ページです。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に460万円を追加し、1億3,141万2千円とするものであります。内訳と致しまして、18節負担金補助及び交付金に浄化槽設置費補助金460万円を追加するものです。当初予算に、7人槽分の浄化槽4基を480万円程計上させていただいておりましたが、5月末時点で、5人槽2基が申請済であります。7月以降、4基の申請が確認されておりますので、今後、予算の不足が想定される分、7人槽3基と5人槽1基分の460万円を補正するものであります。

続きまして、23ページになります。3項河川海岸費、1目河川総務費に4,500万円を追加し、4,936万5千円とするものです。内訳と致しまして、12節委託料と14節工事請負費に、準用河川外記川・山栗川の河川調査費用及び掘削工事に係る費用を補正するものであります。これは昨年、全国的に台風19号による河川氾濫等による大規模な災害が発生し、河川の維持管理が全国的に大変重要な問題となっております。国では今年度より5カ年で緊急浚渫推進事業債を創設し、河川管理者に適切な維持管理を求めています。町では令和2年2月に河川堆積土砂除去計画を作成致しまして、今年度より起債を利用し、外記川・山栗川を実施するものであります。実施年度・区間につきましては、説明資料ナンバー5、建設水道課資料1ページ、2ページをご参照ください。以上で説明を終わらせていただ

きます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係予算の説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、3目学校給食センター費に6万1千円を追加し、7,711万3千円とするものです。内容は、12節委託料に厨房機器検査委託料として6万1千円を追加補正します。これは給食センターの厨房施設が平成10年度の運用開始以降、食缶洗浄機以外の厨房機器が更新していない状況になっておりますけれども、導入から20年以上経過していることから、各機器の消耗備品のパーツ等の診断点検等を行いまして、計画的な部品交換・修理により厨房機器の使用寿命を延ばすことを目的として、今回、検査を委託するものであります。

次に25ページです。2項小学校費、1目学校管理費に769万2千円を追加し、6,910万3千円とするものです。内容としまして、10節需用費で消耗品3万7千円の追加、12節委託料に情報通信ネットワーク環境施設整備委託料として730万円の追加、17節備品購入費に新型コロナウイルス感染症対策備品ということで35万5千円を追加するものですが、内容につきましては、説明資料で説明させていただきたいと思っております。

説明資料の見出しナンバー6、教育委員会関係の1ページ、GIGAスクールネットワーク構想についてをご覧くださいと思います。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金を活用しまして、校内通信のネットワークの整備をするものであります。事業概要にもありますが、新学習指導要領におきまして、情報活用能力が重視され、ICTの積極的な活用が求められていることから、GIGAスクールネットワーク構想に基づきまして、令和2年度までに集中的に回線増強するため、全国の小学校・中学校・高等学校において高速大容量の通信ネットワークの整備と、義務教育における電源キャビネットの整備を行うものであります。基幹部分で10Gbps以上の対応として各学校における、校内LAN及び無線のアクセスポイント等の整備を行うものであります。事業量につきましては、対象学校を知内小学校・知内中学校・知内高等学校の3校でLAN配線、合計5,600m、アクセスポイントの整備53か所、電源キャビネットにつきましては、これはタブレット用端末の充電器になりますが、小・中学校で9個の整備を予定しております。補助率につきましては、2分の1以内で起債充当率90%ということで、一般財源としては124万円を見込んでおります。なお、涌元小学校・湯ノ里小学校の小規模校につきましては、既存の校内LAN及びアクセスポイントの中で対応可能と見込まれるため、整備の対象としておりません。

次に同じく説明資料の2ページです。新型コロナウイルス感染症対策備品のページをご覧くださいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響で各学校で臨時休業が続きまして、6月からは本格的に学校が再開されたところでありまして、この間の学校の学習の遅れを取り戻すため、長期休業期間であります、夏休み・冬休み期間中に登校日を設けて、授業時間の確保の対応を行います。特に夏休み期間中については、暑い時期に感染症対策のために基本的にはマスクを付けての授業となります。網戸対応につきましては、今年度、中学校の特別教室、あるいは高等学校でも普通教室の整備によりまして全校舎で網戸対応が完了する訳なんですけれども、感染症対策に配慮した授業を進める必要があることから、各校へ非接触型体温計

の整備による児童・生徒の健康観察、普通教室・保健室等への扇風機を配備することによる換気対策を行うものであります。そのための費用ということで、備品購入費を追加させていただきました。

予算書に戻っていただきまして、26ページになります。3項中学校費、1目学校管理費に786万1千円を追加し、3,828万9千円とするものです。内容につきましては、10節需用費に消耗品として3万6千円、12節委託料に770万円の追加、17節備品購入費に12万5千円を追加するものであります。内容につきましては、小学校費と同じく、GIGAスクールネットワーク構想による環境整備費、それから新型コロナウイルス感染症対策備品の購入費であります。

次に27ページになります。4項高等学校費、1目学校管理費に861万3千円を追加し、6,284万5千円とするものです。内容は、8節旅費に赴任旅費として111万1千円を追加、これは4月の教職員の人事異動による赴任旅費の確定による不足分の追加補正になります。また、10節需用費で消耗品として3万7千円、12節委託料に730万円を追加、17節備品購入費で16万5千円を追加するものであります。内容につきましては、小学校費と同じく、GIGAスクールネットワーク構想によるネットワーク環境整備及び新型コロナウイルス感染症対策備品の購入費の追加であります。

次に28ページになります。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に5万5千円を追加し、976万6千円とするものです。内容は、17節備品購入費で5万5千円の追加になりますが、これも新型コロナウイルス感染症対策の備品ということでの追加になります。以上、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、歳入・地方債の説明を。

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

5ページ、ご覧ください。10款1項1目地方交付税に1,142万1千円を追加し、17億7,735万3千円とするものであります。これは只今ご説明しました、歳出に対応する財源として必要額を追加するものであります。

6ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目教育費国庫補助金に1,126万円を追加し、1,147万5千円とするものであります。これは先ほど説明しました、GIGAスクールネットワーク構想に係る校内通信ネットワーク整備に係る補助金であります。

7ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に200万円を追加し、2億1,691万7千円とするものであります。これは11節森林環境譲与税基金繰入金で、新たな森林管理システム事業委託料に充当するための追加です。

8ページ、20款諸収入、5項1目雑入に79万6千円を追加し、1,927万7千円とするものであります。これは1節雑入で、学校臨時休業対策費補助金交付金として新型コロナウイルスの影響による学校休業で、本年2月と3月の学校給食がキャンセル出来なかった食材費と、キャンセルに伴う違約金を対象に4分の3に相当する金額が国から補助される分として4万3千円を追加、3節水源林造成事業収入に75万3千円を追加するものです。

9ページ、21款1項町債、2目土木債に4,500万円を追加し、1億2,750万円と

するものです。これは先ほど説明しました、河川の掘削工事費等に充当するための追加です。

10ページ、3目教育債に980万円を追加し、3,680万円とするものであります。これは先ほど説明しました、GIGAネットワーク整備に充当するための追加です。

11ページ、5目民生債に1,600万円を追加し、2,100万円とするものであります。これも説明しました、しりうち認定こども園整備事業に係る設計委託料に追加するためです。

12ページ、9目総務債に450万円を追加し、2,920万円とするものであります。これも説明しました、きらく町内会館の解体工事に充当するための追加であります。

次に3ページ、ご覧ください。第2表地方債でございます。

追加として、緊急浚渫推進事業債に4,500万円を、学校教育施設等整備事業債に980万円を、しりうち認定こども園整備事業債に1,600万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

次に4ページです。変更として、きらく町内会館整備事業債の限度額を470万円から920万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

議案第2号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午後0時06分 ）

（ 再開 午後1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算第4号についての提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず、2款総務費。質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

ページ数で言うと、14ページになりますけども、財産管理費の件でございますけども、12節委託料という形で45万円を、看板を建てるんだと、記念碑を建てるんだということなんですけども、それに関連してね、ちょっとお尋ねしたいことがあります。皆さん、既にご存じのところだと思いますけども、みれん峠に看板があったんですよ。その看板がこの度、倒れて、そして町内会でそれを撤去したということでございます。それは、寄贈した人は元町長の名前が入っていますので、多分その方だろうと私もそう思います。町内会長から話を直接聞いた訳でないですけども、今、何故この話をするかということ、この記念塔と云うんですか。記念看板も、いずれは誰が管理するかどうなるか分かりませんが、いずれは管理しなければ壊れる。崩壊するということになります。そういう形で建てるその材質にもよりますけども、この辺の管理は町ですのかと。それと同時に、みれん峠の看板についても誰が管理して、どこに建っていたのか。どこの地に建っていたのか。尚且つ、どう管理し

たのかということもお聞きしたいし、また、あそこは単なるみれん峠の名前だけでなく、一時避難所にもなっています。そんなことがあるので、是非、その看板の件についても管理、もしくは設置等を考えていただければなど。また、寄贈してくれた方の関係の方も居ると思いますので、よろしくご検討をお願いしたいと思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

ご説明致します。まず、議員がおっしゃった、みれん峠の看板については、既に重内の町内会長からご相談がありました。そして、現地も見て参りました。設置者についてはですね、森越と重内の有志ということで看板の方にも書かれておまして、町内会の方でもそういう認識でありますので、今、元の町長のお名前ということでしたけども、それはその看板というか、塔みたいのあるんですけども、その横の看板については言われるとおり、倒れておりました。それについては今、言ったとおり、森越と重内の有志の方が建てたという記しになっております。ですので、町内会としては自分達でやっぱり片付けなきゃいけないということで今、先週の土曜日に重内神社の清掃等あるので、その時に片付けられればいいなということでお聞きしておりました。それがちょっと実行されたのかどうか確認しておりませんが、いずれにしても重内の町内会長としてはですね、そういう有志で建てたので撤去についても自分達でやらなきゃいけないという認識はお持ちでありました。新たな看板等についてはですね、真ん中にそのまま建てて、森越とまた相談してやるのか。重内町内会として、その下の方の吉田さんの家の前に、例えばみれん峠、こっからみれん峠に上がっていくだとか、そういう表示をするだとか、いうようなこともちょっと考えていきたいなということで、町内会長もおっしゃって参りました。それについては、コミュニティだとか使いながらですね、また町に相談をするよということでおっしゃって参りました。ですから、みれん峠の看板については今のような経緯であります。それから、今回設置するものについては、町の方で設置することになりますので町の方で管理していきますし、先ほど言ったとおり、歩道橋の登り口の土地でもありますし、その上はですね、以前、二十数年前にふれあい広場という名前で遊歩道も整備されておったようです。今、ちょっと笹だとかで繁茂しておりますけども、それはまた教育委員会とも相談しながらですね、もし活用出来れば、そのふれあい広場としてまた復活してですね、有効に活用出来ればなというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

確かに言うことわかります。でも、我々もしくは、その先輩方がみれん峠のゆわれを書いたね、あれだけの看板ですから、是非見て「あれ、何でみれん峠ってなるんだろう、こんなことがあったのかな」と、私は是非その地元だからということなくしてね、やっぱり先祖の先輩方のやってきた行動をね、きちっとあるものですからね、何とかあそこに建てて欲しいし、復帰させたいなど、こう思っています。立派なものです。木の太さでも20センチぐらいありますかね。看板。そして上は銅張りですね。そういう形で立派な看板であるのでね、そしてそれらしきものを復元出来ればなど、こう思っています。是非、いろいろ町内会長も考えていることだと思いますけども、その節はいろんな形で町も協力していただければなど、こ

う思っていますのでよろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。設置者が重内と森越の有志でしたけども、今となつてはわかりませんので、森越町内会・重内町内会の会長とですね、またご相談しながら、またそれが観光的な看板なのか、避難所としての看板なのか、そういう位置付けもある程度見定めてですね、検討していきたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に総務費、ございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

同じく14ページなんですけども、まず1点目は委託料の関係なんですけども、記念板設置委託料ということで、先ほど総務課長の説明で、15筆で15,000㎡ぐらいということの説明ありました。それで言うなれば、あまり使われなくなった土地を町に寄付の申し出というのは、そこそこあるんだろうと思ひなんですけども、たまたまこの土地については今、町が賃貸料払って使わせていただいているうち、今回、地権者の方が寄付の申し出あったということで、そういう形の中で記念板設置というのは、例えば当初の寄贈ですとか、そういうものがあつても、例えば当初の寄贈者の名板を付けたらということ、何々文庫ということに付けたらということ、これまでもあるので、記念板を設置することは私は宜しいし、有り難い申し出だなというふうに受け止めているんですけども、実際問題その15筆の土地、全てということでお考えなのか。やっぱりその看板設置費が45万円というのは、果たしてそこまで掛ける必要があるんだろうかなというのはちょっと素朴に疑問に思ひます。確かにコンパネ等でやった場合には、もう懸念ですぐ傷んでしまうということはあるけども、そこを工夫しながらもう少し寄付していただいた方々のその意に報いるということだけであれば、もう少しここはコストを考えながらやられても宜しいのではないのかなというふうに思ひております。それからもう一つ、工事請負費の関係でバス停の停留所の設置工事。これ、民間事業者のバスだけでなく、多分スクールバスの利用者等もあつて、これまでもその昔は季節労とか機動訓練で設置したバス停が傷んできて、今、町が設置替えしているということもありますし、これはやむを得ないんだろうと思ひなんですけども、少なくとも予算の説明資料にも何もこれは無いので、今回、2箇所のバス停設置ということでお伺ひしていますけども、少なくともそのバス停の設置場所ですとか、ここに、どこどこ地区のバス停、どこどこ地区のバス停ぐらいの記述はあつても宜しいのではないのかなと思ひますけども、その辺お尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。私の方から委託料の関係で、経費の減、今、議員がおっしゃつたとおりで、内部協議の中でも木で作つてですね、簡易というか、表示をですね、はっきり見せればいいのかという思ひもありましたけども、経年劣化ですぐ、みれん峠の看板じゃないです

けども、折れたりですね、しますので、ちょっとある程度今回の45万円、説明資料では付いていないんですけども、アルミ板ですね、ちょっと簡易な基礎も打ち込んだ板ということで45万円になってしまったんですけども、今、ご意見としていただきましたのでちょっとまた経費削減の方に努めてですね、もう少し業者さんと詰めながら経費の削減の方に努めて参りたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

私の方からバス停の工事及び工事箇所について、ちょっと説明させていただきます。資料等が添付されなかったことにつきまして、大変申し訳なく思っております。設置場所につきましては、総務課長説明したとおり、はまなす地区と湯ノ里地区であります。はまなす地区につきましては、道道から、はまなす団地の入口に入っていく道道にありましたものの復旧になります。それは去年、老朽化に伴いまして、もう撤去済であります。湯ノ里地区につきましては、ホテル団地の入口にあります、国道の部分にありますバス停、今、これ、確か私の記憶では木工会さんが町の方に寄付していただいて今まで使っておりましたが、老朽化に伴いまして今回新しくするものであります。今回のバス待合所につきましては、建坪約1坪程度のもので考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

ないようでありますので、3款民生費。

7番、笠松君。

◎ 7番（笠松悦子）

16ページのことです。ちょっとお伺いしたいと思います。私もずっとこの農福連携思って、前にも一般質問させていただきました。今、あすなろ福祉会の方、そこも知内にいらしていただいて、やっとな健康者と障がいを持った方が共に生きようという町になってきたと思います。そこでこれからも、共に助け合い、共に生きるという、その特徴ある町づくりをするためにこの農福連携、やっとな動きだしてくれたかと思って私は嬉しく思いました。それで今、どの辺のことまでお考えなのか、もし差し障りがなければお聞かせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。説明資料、この補正予算に関しましては説明資料の見出しナンバー3、生活福祉課の農福連携の説明資料、添付してございます。今年度におきましては、まず調査を先行して行いたい。果たしてその障がいを持った方々がその仕事を望むのか、また、農家の方だとかに入ってどのような仕事を担えるのか、あとそういった部分も含めて、それを求める農家さんがどのぐらい居るかという、それをまず先進地の視察も含めながら検討委員会、その検討委員会のメンバーと致しましては、第一次産業の関係者、それから障がい者の相談支援所、それから産業振興課と生活福祉課の職員で構成して、そういったことをまず検証していきたい。今年度その検証が終わりましたら、来年度につきましては実際その取り組みを出来るものがあれば、取り組みを開始していきたいというふうに考えております。以

上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

知的障がい者とかそういう方々が主なのか、それとも、今、これからもっともっと問題になると思うんですけども、今も問題になっていると思いますけども、8050問題、これに関しても、まして今、コロナの時期が終わった後、ますます何か心配になってくると思うんです。この当町においても、無い訳ではないと思います。私も今回いろんなところを伺わせていただいて、何件かやっぱりそういう家庭も見させていただきました。そういう中で、そういう人達も巻き込んだ農福連携、そういうことと、それから私一番に大事だと思うのは受け側の農家の心だと思うんです。だから、その心をどうやって作っていくか、そういうところにもちょっと力を入れた取り組みをしてもらいたいなと思います。本当に理解していただくと、もっともつとね、もっともつと本当に、ここは福祉で生きている町だ。ましてそうになると、他所からそういう目で見ただけのようになると、それこそ今の皆さん、私自身もですけどね、人口減少、そこにもね、何かいい見つけ場所が出来ると思うんですよ。そういうことで、だからやっぱりここも掘り下げた深い気持ちでやっていただければなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。現在、あすなろ福祉会、江差福祉会の方にですね、町内の在宅で居られる知的障がいをお持ちの方、相当数、就労の方に出かけております。今回、主にうちの方としては引きこもりがちな精神障がいの方々だとか、そういった方をまず表に出すという目的を第一に考えておまして、その中で、ただ、農家の方の理解を深めるためにセミナーも今年度2回程開催して、こういった障がいのお持ちの方には、こういった特性があるということも勉強していただいて、それで受入れが可能かどうかという、判断をしていただくというぐらいのことで今年は考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

それじゃあ、要望をしたいと思います。例えば今の交通の激しい時代、高次脳機能障害、交通事故とか、例えばまた仕事でもいろいろとあると思いますけども、高次脳機能障害を受ける方々もいます。あと脳梗塞とか若くてもなる人もいらっしゃるんで、例えばその人達が今、課長さんがおっしゃったように、引きこもりにならないためにも、そういった考えをもってどんどんと本当に深い、そういう心を持ってやっていけるような。両方を、だから受け側と行く側との、だから知的障がいだけじゃなく障がいの方がたくさん居ますので、そういう方々の生きる場所、生きがいを持っていけるような仕組みにしていただければなって要望致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に3款民生費。ございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番 (網野 眞)

今、7番議員さんが聞いたことなんですけども、農福連携の関係で、昨日の北海道新聞にも七飯町での農福連携の取り組み出ていましたけども、願わくば、こういう事業はどんどんやって欲しいなという思いはございます。それで、ただ気になったのは今回、産業福祉連携事業、中身的には農福連携ということなんですけども、その検討会のメンバー見ますと、ありとあらゆる産業団体が入っている。現実的な対応を考えた場合に、こういうやり方、相互理解を深めるという意味ではいいんでしょうけども、現実的にこれらを動かしていくという時に、むしろ、例えば農福なら農福で考えていって、その次どこ、その次どこっていうことで幅を広げ、間口を広げていく方がいいのかなという気はしないでもない。これは手法の問題だろうと思うんですけども、言うなれば、最終的には個々の農家さんという、例えば農福であれば個々の農家さんということじゃなくて、しっかりと組織づくりをしながら障がいを持っている方々の受入れになっていくんだらうというふうに思いますけども、そうなった時にあまり最初から間口広げてしまうのは、果たして絵に描いた文字になってしまわないかなという危惧がございます。その辺はもう少しご検討いただければなと思います。それで実際問題これらの事業やる時に、このメンバーの中に特別支援教育協議会というのが入ってございます。それで、教育長も今日居ますけども、先ほど一般質問の中でもちょっと話をさせていただきましたけども、本町の場合、その特別支援教育インクルーシブということですからこれまで力を入れてやってきている訳です。それで、多分この農福が上手くいった場合に地元の学校を下りた子どもが地元で就業して自立していく仕組み、産業団体からとってみると一方では担い手不足、就労者の不足をも解消出来る、そういうようなことになっていくんだと思うんですけども、福祉的な側面を考えますと、それがノーマライゼーション社会の完成形、あるいは障がい者の教育ということ考えてもインクルーシブのある意味目標到達点になるのかなというふうに思います。そう考えた時に、この事業慎重にしっかりと身のあるものにしていただきたいなというふうに思っていますので、先ほど言いました、その構成メンバー含めて、ただ、形式的なものでなくて、しっかりと組み立てをして取り組んでいただければなと思いますけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ご説明致します。今年度につきましては、障がいをお持ちの方々が、果たして産業、第一次産業を中心としたお仕事の中で、果たしてそういう方々が入り込めるその隙があるのかどうか、そういう方々が担える作業があるのかどうかというものをですね、まず1回目の検討の中で、その中には例えば漁業者のコンブ干しだったり、そういった単純作業も中にはあるというふうに、それで人手不足という話も聞いております。ですから、そういった意見をまず吸い上げるということで、そしてそういった障がいをお持ちの方々が、じゃあ、どの業種に適応出来るかという部分も検討するためにですね、1回目幅広く委員の、検討会の委員の選定をしたところです。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に民生費。ございませんか。

ないようでありますので、4款衛生費。

衛生費。ございませんか。

ないようでありますので、6款農林水産業費。

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

20ページ、この新たな森林管理システムってどういう事業なの。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。新たな森林管理システム自体はですね、国内全体でやっている仕組みでして、平成30年に森林経営管理法という法律が改正されて、31年からこういうシステムが新たに導入されたものです。このシステムの目的としてはですね、国内の人工林が未整備、なかなか手入れがされていない人工林が増えていて、そういったものが増えることによって、例えば災害ですとか、地球温暖化防止の影響ですとか、そういった公益的機能が発揮出来なくなっていくと、そういうものを出来るだけ減らしていくために新たに、例えば経営ベースに乗らない小規模な森林を町が経営管理出来る。委託を受けて、所有者から委託を受けて経営管理出来るという仕組みが創設されています。町は実際には山の施業やる方に委託に出す訳ですけども、施業するとしても、その時に掛かる財源、お金が掛かりますので、それを森林環境税、去年から積み立てていきますけども、それを充てていくという全体の仕組みになっています。今回、200万円計上していますけども、これはそういった未整備な森林というのが今、どういう状況に町内であって、その所有者がどういう意向を持っていて、自分達でやっていこうとするのか、それとも将来的にやっぱり町なりに委ねてくるのか、そういった基礎調査を今、昨年からですね、進めているという段階でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

そのいわゆる不在地主だとか様々な今、未整備な山林増えているんですけども、森林整備計画とかも森林組合の方でもある程度やっているんですけども、それと連動していくのか。していかないのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。町でも、森林組合でもですね、森林経営計画というのを立てて、5カ年の計画ですけども、具体的なその森林整備の実行計画になっています。そういったものに搭載されている方々は森林整備の意欲を既にお持ちの方々なので、こことは別な、別なと言いますか、そこに入っていないような方々が対象になってきています。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に6款農林水産業費。ございませんか。

ないようでありますので、次、8款土木費。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

23ページの河川総務費の関係でお尋ね致します。先ほど建設水道課長の説明で、準用河川2河川の河道掘削をやるということで、従前、これについては単費でやっていたものが今回、起債事業の対象になっていると。ただ、但し今回、2河川については2カ年でやっていく。この前提として計画を策定して、それに則ってのものだということなんですけども、今回、準用河川2河川ですけども、町の管理河川で言いますと、普通河川等もある訳ですけども、これらの全体計画がどのようになっているのか、もし差し支えなければそれらの資料をお見せいただければなというふうに思うんですけども、如何でしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今回、2月に河川堆積土砂計画を策定しております。これは起債を利用するための計画でありまして、この5カ年の中におきましては今、今回の外記川と山栗川、また、その他には上雷にある馬橋川と新重内川、この合わせまして4河川、4河川の土砂除去を今、計画しております。その他、樹木伐採と致しましては、外記川・頃内川・中東来・重内川のこれもまた4河川だけ、5年間だけの計画でありますので、今、議員おっしゃったとおり、普通河川も合わせますと町の方には30以上の河川がありまして、5カ年で実施出来るっていうものには町の財政事情もありますから限度がありますので、計画上では4河川ずつ、土砂除去が4箇所、4河川、伐採については4河川だけの計画をしております。一応、計画書につきましては4河川分ですので、それしか無いんですけども、その辺の位置図等がもし必要であれば提供は可能であります。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

改めてそういうことであれば資料までは宜しいんですけども、当然、町の財政状況考えながらということで、今、課長の説明ありましたけども、5カ年で掘削4河川、それと伐採4河川ということでもありますけども、今時点でその計画段階で想定している総体事業費はどの程度なんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

想定ではですね、今ちょっと、今、手元にきちんとした資料が無いので、大変申し訳ありませんけども、土砂除去と伐採、土砂除去は確か1億4千万くらいだったと思っているんですが、その他に伐採で約2千万程度、約1億6千万程度の予定だったと記憶しております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に土木費。ございませんか。

ないようでありますので、次、10款教育費。

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

どなたも無いようなので、すいません。先ほど学校教育課長から説明ありました、学校教育費、小学校・中学校・高等学校ってあるんですけども、それぞれ情報通信ネットワークの

関係の部分でちょっとお尋ね致します。今回、回線を増強するのと、高速大容量ネットワーク整備ということでございました。それで、これまでも機会あるごとに学校関係、これらの対応の部分、整理、予算してきたかと思うんですけども、今回、このコロナの感染症の拡大の関係で、実はなかなか学校授業も出来ない状況で、在宅で子ども達が過ごす時間が非常に多かったと。一番の課題は、一つは学校教員の対応もありますけども、もう一方では家庭でインターネット環境が整っているかどうか。言うなれば、オンラインの授業の体制がなかなか整っていないと。日本がこれだけインターネットの部分とかやっつけていながら、ほとんどこれらの対応が出来ない状態で今、推移してきたと。今回、この事業やることによって、そのオンライン授業が果たしてどこまでどうなるのか。これは当然、各家庭でのインターネット環境がどうなのかということもありますけども、学校そのものはなっただとしても今回のような自体を招いた時に、オンラインの対応が果たしてどこまでどうなるのかという辺り、どんな状況になっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

今回の補正の内容につきましては、学校内の通信のネットワークの整備ということになりますけれども、この他に今後予定されているものとしまして、今言うところの遠隔授業するための環境整備というのも出てくる訳なんですけど、これに先立ちまして各学校です、児童・生徒の家庭がWi-Fi環境等、どの程度整備されているかということで調査させていただいたんですが、今現在、環境を持っていない世帯につきましては大体10%程度、この世帯につきましてはWi-Fi環境が整備されていないという状況になっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

Wi-Fi環境それぞれのご家庭で整備というのは、当町に限らずいろんなところで各家庭ごとの関係で難しい側面はあろうかと思うんですけども、今、話聞きますと、そのWi-Fi環境整っていないのが10%程度と。但し、Wi-Fi環境整っていたとしても、整っていればほとんどあるんでしょうけども、場合によっては端末を持ち合わせていないというケースもあろうかと思うんですけども、そういう時に今回のタブレットですとか、そういうようなものの中で各家庭に貸出しをして、例えばオンラインの対応していただくとか、そういうようなものを将来的にどのように考えられているのか。この点について教育長にお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

お答え申し上げます。今回は学校の通信機能の強化ということで事業を考えておりますが、この後、子ども達一人一台のタブレット端末の配備、また各ご家庭の通信環境の整備ということで、事業が続くことになっております。なお、環境が整っていないご家庭の対応につきましては、ルーターの貸出しであるとか、あるいは通信費の負担の問題もございますけれども、場合によっては環境が整わない家庭のお子さんについては学校に登校していただいて、

そしてそこで授業を受けていただくとか、いろんな方向で今、検討しているところがございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に教育費。ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

新型コロナウイルスの感染症の備品のことで、ちょっと確認のためにお聞きしたんですけども、今回、説明資料の2ページで、体温計ですね、単価1万5千円の体温計ということで、これはどのような体温計なのか。まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

非接触型の体温計でして、直接肌に触れなくてもですね、ある程度の距離からですね、額だとかを目掛けてスイッチを押すことによって、体温を測定出来るというものの仕組みのものです。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そうしますと、よくテレビだとかで見えます、ピストル型みたいなものでやって、OKだとかってことで、あれがこの体温計ってことで理解して宜しいんですか。わかりました。どうも。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に歳出全般で質疑ございませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わり、歳入一括質疑を行います。

歳入についての質疑ございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

歳入の関係ちょっと1点だけお尋ねします。先ほどもお聞きしましたけども、準用河川の緊急浚渫の関係なんですけども、これ、先ほど建設水道課長のお話の中で浚渫と、あと管理の伐採が対象になるということでございましたけども、この起債事業の中で対象になるのは主に項目としてはその2点だけなのか。それともう1つは起債なんですけども、交付税算入がどのようになっているか。その関係についてちょっとお尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今回の起債になる、まず対象物件からですが、河川の調査費及び工事費、その他に工事費の中におきましては当然でありますけども、仮設道路費だとか、あと残土する場合におきまして土地の購入費、その調査費等も見れる形になっております。その他、計上しております河川内の伐木の伐木処理費及び処分費ですね、そういうものが諸々対象となっております。また、ご質問のありました起債の財源内訳でありますけども、今回、緊急浚

滞推進事業債、先ほどご説明致しました、2年から6年までの5カ年の地方債の特例であります。充当率については100%となっております。交付税の措置率については70%となっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に歳入。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

歳入についての質疑がないようですから、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『令和2年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第3号、令和2年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則です。令和2年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入・支出であります。令和2年度知内町水道事業会計第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用に350万円を追加し、1億3,659万1千円。1款水道事業費用総計で、1億4,496万9千円でございます。

次のページをお開きください。令和2年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書でございます。

収益的支出。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、7節委託料に350万円を追加し、370万円とするものです。1項営業費用合計で1億3,659万1千円、1款水道事業費用、1億4,496万9千円とするものであります。今回、超音波流量計を配水管に設置し、中ノ川地区からきらく地区までの配水管、延長約45kmで漏水調査を行う

費用の追加であります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長、今の説明ですと、中ノ川からきらくってということなんですけども、やはりこれが今、決算の時もお聞きした有収率とかの関係で、そういう部分も一番性能が劣化している部分なのか、漏れが大きいどこなのかなと思うんですけども、うちの町全体でですね、考えますと、こういう分を今、漏水委託料という部分を見ますと、これから全体的なもの、何年ぐらいできちとしたものが把握出来るのか。まず考えているようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。昨年度、水道漏水調査を行う業者さんとちょっと打合せさせていただきました。当初、私どもの方では5年くらいの漏水調査、計画をしておりましたが業者の方からのちょっと提案の中で2カ年に分けて実施するという形で考えております。そういうことで今年と来年で一応考えております。一応、今年につきまして中ノ川地区からきらく地区までどうして先にしたのかという理由でございますけども、これにつきましてはですね、劣化がちょっと、老朽化がちょっと激しくて、ちょっと水の量的に以前の結果からいきますと漏れている可能性が高いんじゃないか。ただ、今回の漏水調査においてより良い調査結果が出るのか、それもちょうと見極めながらですね、来年度以降にちょっと計画を考えていきたいと考えております。それに伴いまして、以前にご提案してあります、水道ビジョン及び経営戦略に基づきましてですね、計画的に配水管の老朽化更新を行っていきたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町防災情報配信システム整備事業委託業務契約について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『知内町防災情報配信システム整備事業委託業務契約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第4号、知内町防災情報配信システム整備事業委託業務契約について。

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価落札方式に付した、知内町防災情報配信システム整備事業委託業務について、下記のとおり業務委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記としまして、契約の目的ですけれども、知内町防災情報配信システム整備事業委託業務。契約の方法ですけれども、総合評価落札方式。契約金額、2億3,210万円。契約の相手方、札幌市、日本コムシス株式会社北海道支店。委託期間、契約の日から令和3年3月31日。これにつきましては、第1回の定例会でもご説明したと思いますけれども、防災無線がアナログからデジタル方式に移行するというので、この委託業務を発注することになりまして、公募としましては5月1日から18日に公募したところ、1社だけの応募でありました。それららを評価・審査を行いまして、この相手方の方に今、仮契約を結んでおりますので今日の議決を経まして、本契約というような形になっておりますので、よろしくお願い致します。説明は以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

今、総務課長の方から説明ありましたけれども、5月11日から18日までが公募方式で公募したということでありましたけれども、今のアナログ方式が令和4年で切れるということで、早くからこれ検討してまして、更新ということで考えていたんですけれども、今回、契約方式が総合評価方式ということを導入したということで、残念ながら1社だけの応募ということであったようですけれども、総合評価方式を導入した理由等、お知らせいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。地方自治法によりまして競争入札に付するというので、まず基本でありまして、その中の今、ここに書いている施行令の中です、それによらないものも総合評価方式ということで、今、一般的に大体、提案型ということで行っておりまして、今回の形につきましてもですね、一般的な委託業務ではなくてですね、いろんな中身の部分を見ますと、参加資格からまず始まりましてですね、どこの業者でもいいという訳でもありません

し、あと業務内容も鑑みましてですね、この総合評価落札方式にするということに決めて実施したところであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

3月の第1回定例会で内容の部分、説明なさっているということなんで、その部分にちょっと私、承知していないので大変今更ながらということになろうかとも思いますけども、1社だけっていうのは結果としてやむを得ないことかと思うんですけども、今の話だけ聞いていますと、予算額、契約金額ということの中でそもそもその予算額の積算を、然らば、どういう形で弾いて、予算積算して、今回その1社だけの応札ということでありまして、この契約金額の妥当性と言ったら大変語弊ありますけども、その辺が判断するべきものが何もないんですよ。ですから、そういう辺りがどのようになっているかちょっと詳しくお話していただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

すいません。ちょっと今、積算のちょっと基礎の部分は、ちょっと資料持ち合わせていないんですけども、おそらくいろんな業者さんからの積算見積もりを、仮見積もりをいただいて積算して、予算額としては計上していると思います。今回の部分についてはですね、総合評価、先ほど言ったとおり、総合評価方式ということで施工能力の部分、会社のそれぞれの実績だとか、あと計画提案の内容としまして、これらの事業の目的の理解度だとか、あと機能性、信頼性、それから導入の意向の保守だとか、そういう部分、あと価格面についても、勿論予算の中で本来であれば何社か居ればですね、価格も参考の一つとはしますけども、価格が今回の場合、他の一般入札と違いましてですね、安ければいいという、勿論ないので総合評価の点数でやりますけども、それらの予算の範囲内の分もクリアするというのも、勿論条件としてありまして、それを鑑みて、今回、この業者ということで選定しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

これで最後にしたいと思いますけども、従前のように指名競争入札によるものということになりますと、単純に勿論積算資料とかは提出していただく訳ですけども、金額による競争ということにもなる訳です。総合評価方式っていうことで私、冒頭お尋ねしたのは総合評価方式というのは単なる金額での云々ということにはならないんだろうと思うんですよ。そうなった時に果たしてこの予算の説明資料にあるように、この業者をたまたま1社しか無かったからと言っても、この業者を選定すべき合理的理由が、じゃあ何を根拠に選定したのかということが全く分からない。例えばこういうこと、こういうこと、こういうことで、この業者を選定というものが少なくとも総合評価方式を導入して落札業者を決定するというのであれば、それは資料としては必須なのかなというふうに思ったので、敢えて言わせていただきました。是非とも今後内部においてご検討いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

説明としましては、先ほど言ったようないろんな会社の能力だとか、信頼性だとか、この事業を遂行出来るだとか、今、議員がおっしゃったとおりの部分をですね、今後のこの総合評価方式等ですね、まだこれから、今年度もまだ予定されているものありますので、それらの説明資料としてですね、どのような評価を行ったかの資料もですね、今後、添付していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

整備業務概要の部分について、課長の説明で、今までアナログで私も質疑やったことあるんですけども、それでもって受信の難しい、聞き取りづらいとか、聞こえない部分があるのかというような、議会報告会でも度々言われた経緯あるものですから、このデジタルになりますと、ここに書いてあります、いろんな機能が盛り込んで、ほとんどそういう、うちの町の困難な問題点になるような分が解消されるのかなと思うんですけど、その辺について町からのですね、そういう特別な、うちの町にこういうものを付けてくださいというような形のものっていうのはなかったんですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。第1回の定例会でもおそらくこの議論はいろいろしたかもわかりません。その当時、ちょっと私、ここに居ませんのでわかりませんが、内容としては今の各個別受信機、全世帯にやっておりますけども、戸別受信機をメインとしながらも今、スマートフォンが普及しておりますので、スマートフォンのアプリを入れていただいて基本的にはスマートフォン持っている方については、スマートフォンでやっていただきたいと。ただ、スマートフォンをお持ちでないとか、家族の中でも誰か持っていない方がいらっしゃる場合は戸別受信機が無ければ防災の情報が聞こえませんが、戸別受信機。その場合にですね、聞こえやすくなるか、ならないかの部分とか今言われた部分ありますけども、デジタルになると少しは聞こえるのかどうかちょっとわかりません。あと戸別受信機の特徴としましてですね、聞こえたかどうかだとか、わかったかどうかを逆にこっちの方に返す機能も、例えば付いていたり今回します。だから聞こえたかどうか全員が全部押すかどうかわかりませんが、そういうような機能があったりですね、あと難聴者だとか、聞こえない方についてはタブレットも配布する予定になっております。ですから、今回はスマートフォン、タブレット、あと戸別受信機、あと屋外の勿論スピーカー30基ありますけども、それらについてもデジタル化に図るという計画を3月の定例会でしていると思っておりますけども、それらの要件を満たして今回提案もありましたので、これで進めていく計画になっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 同意第1号～同意第12号 農業委員会委員の任命について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第12、同意第1号から日程第23、同意第12号までの12件については、『農業委員会委員の任命について』同意を求める件であり、一括議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

同意第1号、農業委員会委員の任命についてであります。

知内町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものであります。

この度、同意をお願いする同意第1号から第12号の農業委員会委員の任命については、現委員12名の任期が7月19日で満了となることから、推薦公募を実施した結果、推薦8名、4名が本人公募となり、計12名の定数と同数になったところであります。

同意第1号は、元町126番地121の手塚恵一氏であります。本人応募で再任であります。前職は町の産業課長を務めた方であります。

同意第2号は、上雷7番地の橋本清一氏で、団体推薦で再任であります。上雷町内会より推薦を受けております。

同意第3号は、重内65番地の大嶋貢氏で、団体推薦で再任であります。重内第2農事組合より推薦を受けているところであります。

同意第4号は、森越90番地8、吉田成三氏で、団体推薦で再任であります。知内土地改良区からの推薦であります。

同意第5号は、重内31番地317の木本勉氏で、団体推薦で再任であります。重内第1農事組合より推薦を受けております。

同意第6号は、重内64番地859の城地純子氏で、団体推薦で再任であります。JA知内支店女性部の推薦であります。

同意第7号は、重内1046番地5、帰山祐子氏で、本人応募で新任であります。お米アドバイザー、野菜ソムリエの資格を持った方であります。

同意第8号は、中ノ川140番地2、石本美枝子氏で、団体推薦で再任であります。JA知内支店の女性部の推薦であります。

同意第9号は、森越63番地22、小西勝則氏で、本人応募で再任であります。前JA新はこだて副組合長を務められた方であります。

同意第10号は、湯ノ里96番地4の花井泰子氏で、本人応募で新任であります。前の知内町議会議員であります。

同意第11号は、元町45番地29の脇本昌樹氏で、団体推薦で再任であります。元町農事組合より推薦を受けております。

同意第12号は、重内74番地153の南茂敏氏で、団体推薦で再任であります。重内共栄農事組合より推薦を受けた方であります。以上12名の同意を求めるもので、任期は3年間となります。同意いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議がないようでありますので、質疑を終わります。

人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議がないようでありますので、討論を省略致します。

これから、同意第1号を採決します。

手塚恵一氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決します。

橋本清一氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第3号を採決します。

大嶋貢氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

吉田成三氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

木本勉氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

城地純子氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。

帰山祐子氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

石本美枝子氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決します。

小西勝則氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

花井泰子氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。

脇本昌樹氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。

南茂敏氏の任命について、お諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、意見書案第1号、『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎ 1 番（成澤五郎）

意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年6月18日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、山田顕人、網野眞、五十嵐捷爾、吉田峰一、松井盛泰、笠松悦子、木村一、谷口康之。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

本文の朗読をもって意見書に代えさせていただきます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。2019年11月22日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81か国、批准国は35か国となり（3月10日現在）、発効に必要な条件（50か国）の3分の2を数えました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第25、意見書案第2号、『2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 9番(谷口康之)

意見書案第2号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものです。

令和2年6月18日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、成澤議員、山田議員、網野議員、五十嵐議員、吉田議員、笠松議員、木村議員の方々であります。

2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1. 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づ

く所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(トップランナー方式)」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

7. 地域間の財源の偏在性は正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

9. 2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)。以上でございます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第26、意見書案第3号、『「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、笠松悦子君。

◎ 7 番（笠松悦子）

意見書案第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年6月18日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、成澤議員、山田議員、網野議員、五十嵐議員、吉田議員、松井議員、木村議員、谷口議員です。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数18,910人）として、20年度分として4,235人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人（加配定数3,411人、基礎定数315人）となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、19年3月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23%と7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめと

する教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記、1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料完全無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第27、意見書案第4号、『2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、網野眞君。

◎ 3 番 (網野 眞)

意見書案第4号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年6月18日提出。提出議員、網野眞。賛成議員、成澤五郎、五十嵐捷爾、笠松悦子、木村一、谷口康之の各議員であります。

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和2年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1. 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額994円)を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 認定子ども園開設に関する調査特別委員会の設置について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に追加日程第1として、『認定子ども園開設に関する調査特別委員会の設置について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

追加日程第1、『認定子ども園開設に関する調査特別委員会の設置について』を議題とすることに決定しました。

追加日程第1、『認定子ども園開設に関する調査特別委員会の設置について』を議題とします。

本件については、現在、令和4年4月の開園を予定し、本定例会において実施設計委託費が予算議決補正されるなど園舎整備が進められ、また今後、教育・保育の在り方や運営体制等についての協議が進められる計画となっていることから、議会において、総合的に調査・研究するために特別委員会を設置するものであります。

これについては、議員全員による調査特別委員会を設置し、議会閉会中の継続審査として、調査期間は調査が終了するまでとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本件は議員全員による調査特別委員会を設置し、議会閉会中の継続審査として、調査期間は調査が終了するまでとすることに決定しました。

ここで、暫時休憩致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に、認定子ども園開設に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しており

ますので、議長から報告致します。

委員長に谷口康之君。副委員長に成澤五郎君が選任されました。

これで報告を終わります。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第28、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了致しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後2時31分 ）